

第六十一回
国会

参議院石炭対策特別委員会會議録第五号

昭和四十四年三月十七日(月曜日)

午後二時八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 阿具根 登君
理事 鬼丸 勝之君
川上 為治君
小野 明君
藤原 房雄君

委員

伊藤 五郎君
徳永 正利君
二木 謙吾君
吉武 恵市君
大矢 正君
小林 武君
小柳 勇君
原田 立君
須藤 五郎君

国務大臣

通商産業大臣 大平 正芳君
労働大臣 原 健三郎君

政府委員

通商産業政務次官 植木 光教君
通商産業省鉱山局長 中川理一郎君
通商産業省鉱山局長 長橋 尚君
通商産業省鉱山局長 橋本 徳男君
労働政務次官 小山 省二君
保安局長 小田 橋貞寿君

事務局側

常任委員会専門員 小田 橋貞寿君

説明員

厚生省環境衛生局長 国川 建二君
通商産業省鉱山局長 佐々木茂行君
労働省職業安定局長 上原誠之輔君
自治省財政局長 首藤 堯君

本日の会議に付した案件

○産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
○当面の石炭対策樹立に関する調査(三菱鉱業田川鉱業所の鉱害問題に関する件)
(当面の石炭対策に関する件)

○委員長(阿具根登君) ただいまから石炭対策特別委員会を開会いたします。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案について、通商産業大臣から提案理由の説明を聴取いたします。大平通産大臣。

○国務大臣(大平正芳君) ただいま議題となりました産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の一部を改正する法律案につきましてその提案理由及び概要を御説明申し上げます。

御承知のとおり石炭鉱業の合理化の進展に伴い、産炭地域におきましては事業活動を縮小、あるいは休廃止する石炭鉱山が少なからずあらわれ、その結果として、地域経済活動の停滞その他産炭

地域経済に対する影響が生ずることとなり、このため政府といたしましても、数次にわたり対策の強化を行ない、産炭地域の振興をはかつてまいりました。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律は、石炭鉱山の休廃止により移転、転業し、あるいは経営不安定におちいった中小企業者に対してその信用力を補完し、経営の安定や企業の再建に必要な資金を確保することを目的として、昭和三十八年八月に制定されたものであります。

同法は、中小企業信用保険に関する特別措置として付保限度額につきまして通常ワタと同額の別ワタを設定すること、普通保険につきまして、てん補率を引き上げること及び保険料率を引き下げることを定めており、これらの措置は、制定当時の石炭対策の合理化計画の目標年度である昭和四十三年度まで実施すべきものとして制定されているのであります。

しかしながら、石炭鉱業は、なお深刻な不況の中にあって、今後とも強力な国の施策を必要としており、今後、昭和四十八年度を目標とする石炭対策の基本的な方向を確立し、産炭地域振興対策もなお一層の拡充強化をはかることとした次第であります。

産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律も産炭地域振興対策の一環として、新たな対策の目標年度である昭和四十八年度まで延長する必要があると見られます。

本法律案は、このような考えのもとに産炭地域における中小企業者についての中小企業信用保険に関する特別措置等に関する法律の廃止期限を昭和四十四年三月三十一日から昭和四十九年三月三十一日まで五年間延長しようとするものであります。

す。

以上が、本法律案の提案理由及び概要であります。何とぞ慎重御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○委員長(阿具根登君) 本件についての質疑等は、後日に譲ることにいたします。

○委員長(阿具根登君) 次に、炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案について、労働大臣から提案理由の説明を聴取いたします。原労働大臣。

○国務大臣(原健三郎君) ただいま議題となりました炭鉱離職者臨時措置法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

石炭鉱業の合理化に伴い発生する炭鉱離職者の再就職の促進及び生活の安定につきましては、炭鉱離職者臨時措置法に基づき、炭鉱離職者求職手帳制度をもとに特別の就職指導、就職促進手当の支給等各般の施策を推進することによりまして、その実効を期してまいってきているところであります。

政府は、過日石炭鉱業審議会からいただきました答申の趣旨を尊重して、石炭対策をより強力に推進することを決定したところであります。これに関連し、今後の事態に対処するため、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和し、あわせて現行の炭鉱離職者対策の実施期間をさらに延長する必要があると考えて、この法律案を提案した次第であります。

次に、その内容について概略御説明申し上げます。この法案による改正の第一は、炭鉱離職者求職手帳の発給要件を緩和することであり、炭鉱離職者求職手帳は、現在、昭和三十七年三月三十一日または昭和四十一年八月三十一日に炭鉱労働者

として在職していた者に限って発給することとしておりますが、その後新たに炭鉱労働者となった者で昭和四十三年十二月三十一日に在職しているものについても発給するようにいたしました。

改正の第二は、炭鉱離職者臨時措置法の有効期間を三年間延長することであり、石炭鉱業審議会の今次の答申が昭和四十八年度を石炭鉱業を安定させるための目標年度としていることにかんがみ、この法律の有効期間を昭和四十九年三月三十一日まで延長して、離職者対策につきましても万全を期そうとするものであります。

以上、この法律案の提案理由及びその概要につきまして御説明申し上げた次第であります。何とぞ御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(阿貝根登君) 本件についての質疑等は、後日に譲ることいたします。

○委員長(阿貝根登君) 次に、当面の石炭対策樹立に関する調査を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○小野明君 私は先般、一月十六日、十七日であつたと思いますが、福岡のほうに公聴会に参りました。その際に、福岡県田川郡の金田町の町民から、われわれ石炭委員に對しまして、鉱害があるという陳情を承りました。そこで、先般の委員会におきましてもこの事実をひとつ明らかにしてもらいたい、どうなつておるのかというのを要求をいたしておりました。通産省におきましても、その間の事情というのは十分検討されておることだと思ひます。なお、金田町のほうから、金田町の特別の財政事情についてという陳情が私の手元に参つております。おそらく通産省のほうにも参つておるだらうと思ひます。この件名は「金田町の上水道の鉱害復旧に關連をする家庭引き込み工事費並びに維持管理費の充當財源について」と、こういう陳情でございます。これらを検討をいたしまして、若干私のはうでも疑問があります。

のでお尋ねをいたす次第であります。厚生省の水道課長お見えですね。昭和四十一年であります。金田町に新たに一億二千万円をかけて上水道が布設されました。これはいかなる補助金をつくられたものであるか、それを御説明をいただきたいと思ひます。

なお、その間の建設の条件についても簡略に説明をいたしたいと思ひます。

○説明員(国川建二君) それでは御説明いたします。

金田町には当初特別鉱害復旧臨時措置法に基づきまして、いわゆる特鉱水道が昭和二十三年以降布設されて、その後昭和四十一年にその特別鉱害復旧水道を特鉱水道施設整備事業という名称でさらに施設の改良を伴う事業を行ないました。が、四十一年度におきましては、この特鉱水道施設整備事業と、さらに臨時石炭鉱害復旧法に基づく鉱害復旧水道、さらに閉山炭鉱水道布設整備事業、この三つの事業を合併施工で、四十一年度におきまして補助金額にしまして七百二十万二千円を交付いたしました。水道をつくられたわけでございます。で、これがたまたま御説明になりました上水道のことでございます。しかしながら、その工事は昭和四十二年の十二月に完成いたしました。給水を開始いたしましたわけでございますが、その後種々の事情がございまして、現在のところ、まだ水道料金はいづゆる一般の水道事業の経営の形では住民から料金徴集が行なわれていないというところで、経営上いろいろな問題が出ておるという現状でございます。

○小野明君 この新設水道がつくられる前は、いま御説明のように、昭和二十三年の申請で、二十四年から二十八年の五年間にわたつて、特鉱水道というのが布設されておるわけですね。そこで、その間のこの水道の維持管理というものはどこがやつてきたか、これを説明いただきたい。

○説明員(国川建二君) 御説明いたします。二十三年以降行ないました特別鉱害復旧水道は、これは町がその事業を行ないまして、その維持

管理の費用につきましては、鉱業経営者、この場合には三菱炭鉱業所でございますが、負担をしておたわけでございます。その後一部鉱区が樋口鉱業所に譲渡されました。その譲渡後は三菱炭鉱業所を樋口鉱業所が両者が維持管理の費用を負担しておるということになっております。

○小野明君 御説明のようにこの四十年、四十一年で新しい水道が建設された。これはこの金田町にいままでの特鉱水道というのは移管をされたわけですね。その間の事情を少し説明をいただきたいと思ひます。

○説明員(国川建二君) ただいま御説明しましたとおり、三菱炭鉱業所と樋口鉱業所が維持管理費用を負担して維持管理を行なつておたわけでございますが、昭和四十一年度の先ほど申し上げました事業によりまして、名実ともに町営に移管するというところで、四十年の九月ごろ、三菱炭鉱業所と町との間におきまして、この移管について話し合ひがございましたというように私聞いております。

○小野明君 それで現在この料金徴集が行なわれておらぬわけですね。陳情書によりますと、料金徴集が行なわれない事情というのが何点かあげられておるわけでありまして。そこで、こういった事態を一体厚生省としてはどのように考えられるのか、お考えをひとつ述べていただきたいと思ひます。

○説明員(国川建二君) この四十一年度の特鉱水道の施設整備事業、あるいは閉山対策として閉山炭鉱水道事業というふうなものを処理いたしました際には、従来からの種々複雑な問題がございましたので、そういう事業を行なうことによりまして、水道施設を名実ともに市町村へ公営に切りかえると同時に、その後の水道事業の経営につきましましては、公営でもって適正な経営を行なつていきたいというのが私どもの考えでございます。できるだけそのような形で健全な経営が行なわれるよう、まあ希望もし、また都道府県を通じて指導してまいつておるわけでございます。

したがいまして、一般の水道の場合ですと、当然維持管理の費用、歳出に見合う収入というものがなければならぬのは当然でございます。その場合には一般には水道料金という形で適正な額が歳入として計上され、運営されるのがまあ妥当というふうに考えております。

○小野明君 ですから、あなたの言われるのを聞いておると、住民から水道料金は当然とるべきである、こういう御意見のように伺えるわけですよ。ところがいままで、四十年までにこの特鉱水道が布設をされて、そうしてこの三菱並びに樋口鉱業所というのが維持管理をやつてきた、こういう経緯になりますという、福岡田川、この辺では一般に打ち切り補償というのがございまして、そしてまあ五年なり十年なり、基本料金というのは払わんでよろしいということになるわけですね。ここでは打ち切り補償というのは行なわれておるかどうか、お尋ねをします。

○説明員(国川建二君) ただいま先生がおっしゃいましたように、一般的にはそういうものが行なわれておるよう聞いております。で、この金田町につきましては、いわゆるその打ち切り補償といった内容が、これはまあ実態問題といたしましても、水道だけでとどまるのかどうか、いろいろな複雑な問題があると思ひますが、私どものほうにいたしましては、まだ十分にその辺のことは承知いたしておりません。

○小野明君 そうしますと、二十四年から二十八年まで特鉱水道が布設された。その際、その間においても何回か修理事業が行なわれておるわけですね。そのたびに補助金の申請というものがなされて国費が使われておるということですね。それでいづゆる特鉱水道を引くというのは、その地区に鉱害がありとこのように業者が認めるから特鉱水道を引いた。あるいはそのように認めておるからこそ国も補助金を出したと、こういう関係になるのではないですか。

○説明員(国川建二君) 厚生省といたしましては、特別鉱害復旧臨時措置法に基づきまして事業を、補助金の実際の支出上の行為を私どものほう

していただいたわけですが、鉱害の有無等につきましても、特別鉱害復旧臨時措置法に基づき、特別鉱害認定という行為がたぶん行なわれていたのじゃないかと思えますけれども、その面につきましては、私も少しは、特別鉱害復旧対策事業として取り上げられまして、そういう事情があるのではないかと考えておりますが、またそれ以外の認定等につきましては通産省のほうで認定していただきますので、それを受けまして私も事業の執行を行なっております。そういった事情がありますので、私も少しは、いま申し上げたように考えております。

○小野明君 一向にわからぬわけですね。あなたのほうが補助金を出してきた。補助金をつける、そうして地元の負担金というものもある、あるいは関係鉱業所の負担金というものもある、そういうものがつかないとなれば補助金を出せぬわけですね、厚生省としては。

○説明員(国川建二君) 特鉱水道施設事業の関係につきましては、特別鉱害復旧臨時措置法に基づくこととございますので、通産省のほうから御説明させていただきます。

○政府委員(中川理一郎君) いま厚生省のほうからお答えがありましたのは当然のことでございますが、御意見のございました水道を特別鉱害復旧臨時措置法によって実施したことはそのとおりでございます。ただ、当該水道は、それ何前に配炭公団のプール資金時代から施行されてきた鉱害工事の継続工事でございます。そこでこれらのプール資金時代の継続工事が特別鉱害としてのこの特鉱法の第三第一項第一号の要件を問題としていないか、プール資金時代には、こういうこととございますので、継続工事として新しく特鉱法の対象とする場合にどう取り扱ったらいいかという点については問題があったこともまた事実でございます。したがって、特鉱法のこの規定どおりの要件を本件が満たしているかどうかという点については問題があったのでございます。これは率直に申し上げてそういうことでございます。

す。にもかかわらず、これをこのように措置をいたしましたことは、工事の中絶、廃止によりましての国民経済上のロスをなくするため、また関係県や市町村及び公共事業主務省等の強い要望もございまして、公共の福祉を確保するというきわめて高い次元の要請から、特鉱法第三第一項第一号の規定にびたりではないけれども、これを特別鉱害として認定してこの工事を続けようじゃないか、こういうことで認定をされたという経緯がございまして、おっしゃる通りに、必ずしも特鉱法の規定にどんぴしやりではなかったというのを、それら地元のために、あえて積極的に、この条項を適用するのが間違いないと云えない限りにおいては適用しようではないか、こういう態度でこの水道を進めてきた。この間の経緯をひとつ御理解をいただきたいと思っております。

○小野明君 そうすると、この特鉱水道の二十三年申請、二十四年から二十八年までに布設をされた水道については、あなたが関連鉱業所というのは明確でない、こう言われるわけですか。

○政府委員(中川理一郎君) 多少経緯がございまして、個別の事実問題もございしますので、担当課長から御説明させていただきます。

○説明員(佐々木茂行君) 御説明申し上げます。特鉱水道を引きましたときには、金田町全体につきまして水道を布設いたしました。その対象となりまして鉱業権者は三菱鉱業株式会社であるという事になっております。ただ、局長が先ほど説明いたしましたのは、三菱鉱業株式会社がその対象となる鉱業権者ではあるが、その水道の布設の全域については、強力的な運用をしていく、こういうことであると思っております。

○小野明君 全域と言われるのは、特別鉱害地域のことを言われるわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私が申し上げましたのは、特別鉱害があるということで水道を布設したものでありますけれども、その水道を布設した地域

のそれぞれについて全部鉱害があったかどうかという点とはまた別の問題であらうということとあります。

○小野明君 どうも一向に説明の要領を得ません。この地図をちょっと見てもいい。これはあなた御存じでしょう。私が言うのはこの地域のことを言うわけですか。あなたはこの辺のことを言うておられるじゃないですか。この無資力で復旧したこの辺のことを言われておられるじゃないですか。この地域が特鉱水道で布設をされておりますから。この地域に、全域とは言わぬけれども関係ありという点で、三菱が特鉱水道の負担金を出したのじゃないですか。どうですか。

○説明員(佐々木茂行君) 三菱鉱業は、金田町の中でも金田小学校の直下までの採掘を行なったと言っておりますので……

○委員(阿具根登君) 速記を落として。

○委員(阿具根登君) 速記を起して。

○小野明君 その地図でひとつ御説明をいただきたいと思っております。

○説明員(佐々木茂行君) 特鉱水道は特別鉱害のある地域に布設されるものでありますけれども、その中の一部は、その特別鉱害に該当するものがなくとも、全体のために、その地域をも含めてその特別鉱害水道の布設をしたということとあり得るかと思っております。

○小野明君 そういたしますと、三菱がその線で行っておりますので、いわゆる特鉱地域に關係がない、こういうことは言えないわけですね。

○説明員(佐々木茂行君) 地域全体としては、關係がないとは言えません。

○小野明君 それを布設をされて、先ほど水道課長が言われましたように、ずっと三菱が、あるいは樋口鉱業所が維持管理費を出してまいったと、四十年に町に移管されるまで維持管理費を出してまいった。この事実、やはりその地域の鉱害に三菱が関係があるから出したのではない

か、関係があると、このように見てよろしいわけですね。

○説明員(佐々木茂行君) 地域全体として見ました場合には三菱鉱業が大いに関係があり、このことで、維持費負担をしておいたのだと思っております。ただ、水道の場合には往々にいたしまして、他の炭鉱においてもそういったようでございますが、地域全体の福祉のために炭鉱が維持管理費を負担すると、こういうことも一般的にはあり得ることとございます。

○小野明君 まあ一般的に言われるとちょっと困るのですが、こういう水道をつくる際に、三菱が鉱業所としての負担金をずっと出してきておる、あるいは修理補修にあたっては負担金を出してきておる。その事実の上に立つて国が補助金を出してきてきた。これはやっぱり三菱が当然この鉱害に關連ありと認めておるからこそそういうものを

出してきたのだと、何も関連ないといふれば、この負担金なんか出す必要ないわけですからね。それはそのように先ほどあなたも言われておりますが、確認をしてよろしいですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私も先ほど申し上げましたところでございますが、まあおそらく一部関連があるのではないかとと思っております。ただ、それが全部問題かどうかという点はまた別問題であると思っております。水道の維持管理費を負担するということ、鉱害の認定についてはその鉱害を肯定するということとは別問題ではなからうかと、こういうふうな考えをしております。

○小野明君 まあ一般的に言われなくて、その地域に即してひとつおっしゃっていただきたいと思っておりますが、そのいわゆる金田町の中心部についてはどう言われるわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私もこの問題について判断をいたしましたのは、水道の維持管理費を三菱が負担しておいたから、その金田の町部について三菱の採掘による鉱害の現象があったんだというふうな判断をするわけにはまいらないわけと

ございます。したがって、昭和四十一年度にか、関係があると、このように見てよろしいわけですね。

鉱害認定科学調査を行いました。また昭和四十一年三月以降和解の仲介の手続をとりまして、和解の仲介につとめてまいりましたのでございますが、科学認定調査の先生方も、三菱がその下を採掘したんではあるまいかという疑念を持たれて調査をされたんであります。結論的に申し上げますならば、金田の町部の直下におきまして三菱が採掘をしたというきめ手がない。したがって三菱が採掘したと断定するわけにはいかないという結論でございます。

○小野明君 それで、いま言われましたその科学調査の問題なんですが、それについても若干疑問があるわけがあります。中心部の採掘が明治時代ですね。まあ三十年から四十五年にわたって谷茂がこの採掘をしたと言われるわけですね。その採掘については残柱式だという結論が出ておる。そういたしますと、この残柱式だとすればこの八尺層がかなり残っておらなければならぬと思うんですが、あなたの見解はどうですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私は採掘のほうの専門家ではございませんけれども、いろいろ聞きましましたところによりますと、明治年間という時代に残柱式で掘った場合にはかなり残炭量があるだろうと思われまします。

○小野明君 ところがですね、ボーリングをやりましたこの結果というのは、八尺層というのはほとんど空洞になっておった。これは御存じですか。これは一体だれが取ったんですか。

○説明員(佐々木茂行君) ボーリングした結果によりますと、町部のあたりにおきます八尺層は、大体六カ所のうち一カ所を除きましてコアが採取できなかったということになっております。これはだれが掘ったということを立証することは不可能であります。明治年間におきまして、先生御指摘のように谷茂平が掘ったという事実がございまして、あるいはそうではなからうかというふうに推察しておるわけでございます。

○小野明君 少しあなたの言われるのに矛盾がありますね。明治時代に三十年から四十五年にわ

たって谷茂が残柱式で掘った。そうすると八尺層はここに残っておらなければならぬ。しかし、現にこの町部の八尺層というものは全部払われておる。全部とは申しませんが、かなり空洞になってしまっておる。だれかが取った者があるはずですね。その辺はだれが取ったかと、この推定をお尋ねしておるわけですね。

○説明員(佐々木茂行君) 明治時代の採掘で、どのぐらいの割合で炭が掘られ、どのぐらいの割合で炭が残るかという実は正確な知識はないのであります。まあ六カ所のボーリングでございまして、大体そのうち五カ所がないということでございます。これを八尺層を谷茂平が掘ったということとは事実でございます。それ以外にだれかがそこを掘ったかどうかというところは、簡単に申し上げますとわからないということでございます。

○小野明君 わかりません、だから三菱に関係ないということもこれはまた言えないわけですね。

○説明員(佐々木茂行君) その点につきましては、先ほども申し上げましたように、科学認定調査にあたりまして、その調査にあたった方々は、あるいは三菱が掘ったのじゃあるまいかと、こういう疑念の目を持って調査をしたということでございます。そういう疑念の目を持って調査をしたにかかわらず、三菱が掘ったのだという確証を得ることはできなかったということでございます。したがって、そこで三菱が採掘したというきめ手がないということになります。

○小野明君 それは私もそう申し上げているわけですね。確認はない。しかし、掘らない、三菱に関係ないということもこれは断言できない問題じゃないかと思うのであります。というのは、その金田小学校の下ですね、これは明確に採掘図でも出ておりますから明らかなんですが、昭和十八年に残柱式で掘っているということが明確なんです。これは科学調査からも明確です。これについて尋ねるのですが、このときの坑道というのはどういう坑道であったのですか。

○説明員(佐々木茂行君) 通産局に三菱鉱業から提出されております坑内実測図によって見ますと、この辺の鉱区は先生御存じのとおり、三菱が本御をおろしているのが二〇七三鉱区でございます。それから金田の町部の上の所が三四四鉱区でございます。二〇七三鉱区から三四四鉱区にかけては三菱が昭和十八年ごろにわたって入っておるわけでありまして、この同じ図面によって判断をいたしますと、左七片坑道と左八片坑道を掘進いたしました。その両坑道の中間にありまして炭層を三菱は掘っておりますが、その際に七片坑道がちょうど金田小学校の直下、真下付近を通過いたしておりますので、金田小学校の直下あたりにつきましては三菱鉱業が八尺層を掘っている。これは三菱鉱業自体もそう言っておるのであります。金田小学校直下付近におきまして八尺層を掘っておると考えられます。

○小野明君 だから、一体その際の坑道というのはどういう坑道なのか。谷茂がやった場合には、もちろん八尺層の中に坑道を入れて残柱式をやっていると思うのですが、この金田の学校の下を掘った場合の坑道というのは一体どういうものか。なお町の中心部の下では、八尺層の上の七重、これもほとんどなくなっている。だからその辺になると、いよいよこれはだれが掘ったかわからぬということになるのですが、先ほどの話を聞きますと、どうも明治のころに谷茂が掘ったのじゃないかというような話もあるのですが、明治のころに谷茂が掘ったのだ、七重も掘ったのだというところはちょっと考えられぬのですが、明治のころに掘ったという、町部における七重も掘ったという証拠がございまして、この二つ。

○説明員(佐々木茂行君) 先生御承知のとおり、その地帯におきまして七重層と八尺層とはほとんどくっついておるわけでありまして、それで事実によりますれば、谷茂平は八尺層を掘ったとなっておりまして、谷茂平は八尺層と一緒に掘ったという推論も成り立ち得るわけでありまして、あるいは先生御指摘のように、だれかほかのものがその後

に掘ったのではあるまいかという推論もあるわけでございますが、この後者のほうの推論につきましては、先ほど申し上げましたように、科学認定調査の結論によりますれば、三菱鉱業が掘ったという事実は見当たらないということでございます。

○小野明君 最初の質問の、金田の小学校の下これは御は入っておるけれども、この採掘の坑道というのはどういう坑道であったかということをお尋ねしている。

○説明員(佐々木茂行君) ちょっと質問を取り違えたかもしれません。私が申し上げましたのは、七片坑道から、本御からいってみまして右寄りの部分、この部分につきましては三菱鉱業では掘っておる。左寄りの部分につきましては、先ほど申し上げましたのですが、この部分については三菱鉱業のほうでは掘っていないということでございます。この点については私が申し上げましたように、三菱鉱業が掘ったという事実は見当たらない。きめ手がないということでございます。

○小野明君 それじゃ、採掘図に入りましたから続いてお尋ねいたしますが、あれは彦山川でしたね、あの本御から彦山川、いわば金田町の心部に向かって七片と八片と入っております。それでお尋ねをするのですけれども、右方はいま払われたと、こう言う。左方に七片と八片が入っております。そうすると、七片と八片がある以上は、これは当然六片がなければならぬわけですね。これに関する資料というのはありませんか。また、六片がなくて七、八だけ掘れるものかどうか。

○説明員(佐々木茂行君) 先ほど申し上げました坑内実測図によりますと、六片坑道は本御に寄ったあたりまでは延びておるわけでございます。これは先生御指摘の地点までは延びていない、こういうことでございます。

○小野明君 まあ採掘図によれば、七と八しかない、彦山川に入っているのは、入っていないが、当然七片を掘る以上は、排気の関係で六片もあるのが当然ではないかということをお尋ねして

おるわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私採掘の専門家でございます。この点につきましては、部内におきまして担当の者の意見を聞きまして、御指摘の地点におきましては、七片坑道と八片坑道とが両方一緒に掘進されているようである、したがって八片坑道を入気坑道とし、七片坑道を排気坑道とする場合は、六片坑道がなくても入排気には差しつかえないという意見がございましたので、私もおそらくそのようなことではないかと推察いたしておる次第でございます。

○小野明君 しかし、どうですか普通に考えてみて。私は炭鉱の専門家でないから、これはあなたから言いくるめられるかもしれないけれども、本御が入る、そして片を入れる場合に、七と八だけ突然に入りまして、これは六片がなくても、七、八だけでやったのだ、こういう説明はちょっとこれは通らぬのじゃないですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私が申し上げましたのは、六片坑道がないと申し上げたのではなくて、本御から二〇七三鉱区の中の鉱区におきましては六片坑道は延びておると申し上げましたので、御指摘の三四四鉱区までは延びていない。したがって、坑内実測図で見ると限りは三四四鉱区の中におきましては、七片と八片の坑道とで延びていったのではないかとという推論が下せるわけでございます。

○小野明君 七、八が当然三四四に延びておるならば、六片も当然三四四に延びておるといふのが、これはあたりまえの話じゃないでしょうか。

○説明員(佐々木茂行君) 私もその採掘のほうの専門家じゃございませんので、その点につきましては担当のほうに、実は私自身も疑念を持ちまして尋ねたのでございますが、担当の者はそれはそれであつてもおかしくないということでございます。

○小野明君 どうもその辺は私は納得できませんが、それでは通産局に、三菱が谷茂から大正二年

鉱区移譲を受けた際の採掘図がここにあるわけですか。これによりまして、金田町の中心部の一部は全然——あなた御存じでしょう、大正二年の地図です、全然これは採掘されておらぬ図面になっておるわけですね、中心部はですね。これは信頼されるわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私自身その図面の直接的な出所は知らないのですが、先生に見せていただいたことは事実でございますが、その図面に先生御指摘の点が、金田の町部のところが採掘されていないようになっておるのじゃないかという御指摘でございましたならば、そのとおりでございます。

○小野明君 それで通産局が出したこの大正二年の地図と、それからこの町から出ておる鉱区の原図ですね、これとの間にかなり違いが見られるわけですね。わかりますか。だから大正二年の地図が正しい、この実測図は間違いないものだ、こう考えてよろしいわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私実はこの地区の図面をあまりたくさんあちこち見たものですから、どの図面であつたかというのとはつきりわからないのでございまして、でき得ましたならば、その図面を比較対照しまして正確にお答えを申し上げます。

○小野明君 それと通産局が出しました昭和二十三年の地図があるわけですね。これは三十二年に三菱が通産局に出した採掘図です。これはあなたも御存じのように、金田の学校の下を残柱式で掘つてあつたのです。これははつきりしておるわけですね。それと同じ色で金田の三区の下あたりに出ていましたね。この関係はどうなんですか。

○説明員(佐々木茂行君) 先生御指摘の点は、三十三年以降出されております三菱鉱業の坑内実測図によりまして、金田の町部のちょうどまん中あたりに少し飛び出たところがあるわけでございますが、その点を御指摘されておるのではあるまいかと存じます。……

○小野明君 そうです。

○説明員(佐々木茂行君) 三菱の坑内実測図によりまして、その点は確かに若干飛び出しておるわけでございますが、この部分が三菱が掘つたかどうかということでございます。その同じ図面で判断する限りにおきましては、その箇所を三菱が掘つたのだ、こういうふうには直ちに判断できないだらうと思ひます。

○小野明君 それで、まあ大体鉱害の場合には坑内の実測図といひますか、採掘図で判断するのが通常のようですね。それで、金田町の金田小学校の真下に残柱式で十八年に三菱が掘つておつた。しかも、七片と八片はふけのほうに向かつて伸びておる。それと金田小学校の真下にある残柱式で掘られたものと同じ色のものが金田町の真下に採掘図の中に出ておる。しかも、この図面は通産局が出したものである。そこで、当然七片八片の關係から考えますと、戦時中ではこれはもう非常にむずかしいのですけれども、乱掘をしたと思うのですけれども、六片というのは当然この下に延びておるはずではないかと、このように——これは推定ですが、あくまでも、もしこの推定が誤つておるとしたら、その間のそうではない、六片がなくてやつたのだという納得のいく説明がほしいわけですね。

○説明員(佐々木茂行君) 金田町小学校の真下を掘つたといひますのは、七片坑道と八片坑道の間でございます。そこで七片坑道、八片坑道の間は金田小学校の真下にかかわらず、その先のほうでもずっと三菱は掘つておるわけでございます。それから私は七片坑道と八片坑道はともに水平坑道であると実は思つておつたのですが、したがって、おりていっているのではないかと水平にいつているのだと思ひます。あるいは私の記憶違いであるかどうか、あとで確かめてみますけれども、水平坑道で延びていったのだと思つておるわけでございます。したがって、七片坑道から左方の町部の付近について三菱が掘らなかつたと主張しておるのですが、そういうことも別におかしなことではない。七片坑道より左のほうは掘らな

に、右のほうに掘つていった。七片坑道から左のほうをもしかりに掘つていくとすれば、おっしゃる通りに六片坑道が必要になるわけですね。七片坑道から左のほうを掘らないとすれば、六片坑道も必要ないということでございますから、そういう前提で考えれば、六片坑道がないこともふしぎではない。若干先生の御疑念の点があつたと思ひますが、七片を掘つたわけじゃないのです。普通の用語でいいますと八片を掘つたわけでございます。七片、八片の間を掘つたわけですね。七片を掘るためには六片坑道がないと掘れないわけでございます。その点について、七片から左側を掘らないとすれば、六片坑道がなくてもふしぎはないのではないかと、こういうことを申し上げたわけでございます。

○小野明君 そうしますと、七片では掘つてないわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私もたびたび申し上げますように、採掘の専門家ではございませんで、あるいは用語例が間違つておるのかもしれないけれども、私が申し上げておりますのは、七片坑道と八片坑道との両方の坑道の間を掘つておるということでございます。七片坑道からこちらのほうは掘つていないと思ひます。こちらに排気の六片坑道の必要はないというふうに理解しております。

○小野明君 そうしますと、あなたが六片というのは必要ない、こうお考えなわけですね。

○説明員(佐々木茂行君) さようでございます。

○小野明君 そうすると、その三十二年の採掘図の中でですね、金田町の真下に残つておる残柱式で掘つたというあとが浮き出ておる。はつきりして掘り方と同じである。こういうことになると、この金田町の中心部の下にあるこの地図というのは一体どういふことなんですか。

○説明員(佐々木茂行君) これもやはり先ほど私が申し上げました金田の町部のまん中に出ておる飛び出し部のことだと思ひます。

○小野明君 そうです。

○説明員(佐々木茂行君) その飛び出し部のところ、実測図面によりまして、残炭掘りて掘ったようなところがあるわけでありまして、それは三菱鉱業が鉱区の譲渡を受けたときのその図面をそのまま引き写してあるものか、あるいは自分で掘ったからそこへ書き込んだのかという、どちらであるのかという御疑念であるかと思はれますが、その点につきましては、われわれとしては判断のしようがないと思ひます。会社側の説明は、鉱区を引き継いだときからの引き写しであるというふうになっております。

○小野明君 そうしますとね、その昭和八年から二十二年までの採掘図というのがいまのところ私も見当たらない。それがありませんと、いままでやり取りをいたしました事実というものが出てくると思うのです。それがない限りにおいては、私の言うのが正しいか、あなたの言うのが正しいか、これははっきり立証できないと思ひますが、この点はどうです。

○説明員(佐々木茂行君) 先生御承知のとおり、通産局にありました坑内実測図は、戦災によって焼失いたしております。現在通産局にあります地図は、昭和二十二年でしたか二十三年でしたか以降、書き加えられ続けてきた坑内実測図であります。この点につきましては、私若干しうとてありますが、坑内実測図は毎年毎年つけ加えていくのだというふうに聞いておりますので、静態的な時点における何月何日の坑内実測図というものは通産局にはとらえられておりません。それで先生御指摘の点もございまして、実は通産局を通じて三菱鉱業から昭和八年から二十二年までの間における採炭の状況をあらわした図面を出すやうにという指示をいたしましたところ、先々週末であったか、ちょっとはつきり覚えておりませんが、提出されてきております。ただ、それは提出をしうという指示に基づきまして、何年にはどこを掘った、何年にはどこを掘ったというのを現在書き込んだ地図でございまして、先生の御要

望をすっかり満たしておるかどうかはわかりませんが、もしそれを見せるということならお見せいたしてもよろしくございします。

○小野明君 それはひとつぜひ見せていただきたいと思ひます。

それからこの金田町の中心部の鉱害というのは私は行って見ました。家屋がみな傾いておる。あるいは道路の亀裂のあと、あるいはほとんど各戸にわたって床下に亀裂があるわけですね。これは金田町の中心部は、はつきり科学調査にも出ておりますやうに鉱害がある、このように見てよろしいわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 科学認定調査の結論によりますと、当該三区の地域につきましては、浅陥ないし浅陥類似の現象がある、これは鉱害であるやうなふうな指摘しておりますが、その限りにおきましては鉱害現象が存在しておると思ひます。

○小野明君 この鉱害というのは、昭和十年ごろからその発生を始めておるわけですね。そうして井戸水がかれてまいりましたのが昭和十七、八、九年、この間からですよ。この昭和十七、八年ごろからは馬車で給水をしておるわけですね。それとすると、昭和十年ごろから鉱害があらわれ始めたというならば、当然これは三菱が持つておったんですから、いつごろから稼行が始まって、操業が始まりまして鉱害が起こったのか、逆に推定ができると思ひますが、それはいかがですか。

○説明員(佐々木茂行君) 脱水現象がいつごろの時期に起こったのであるかというその事実につきましては、通産局のほうでも明瞭に把握をいたさないようございします。私も脱水現象がいつごろ起こったのか、したがって、それによる採掘はいつごろかと思はれるのかということについてはお答えするだけの準備がございしません。

○小野明君 それはおかしいですね。この町の科学調査は行なわれておるんですから、科学調査の説明ではどういふふうになっておるんですか。

○説明員(佐々木茂行君) 科学認定調査の結論に

つきましてそれでは申し上げますと、重複する部分もあるかと思ひますが、まず、金田町三区の直下の七重層及び八尺層については、採掘が行なわれたことについては事実であつて、これによる地表沈下の時期は主として明治時代と考えられるが、当地域の東北端に当たる金田小学校付近の直下は、昭和十八年に八尺層の残炭地帯を残柱式によつて採掘している事実がある。それから次に、この地区の地層の特性からいたしまして、第四紀層中の地下水の下部への流動に伴う砂の流出によりまして、ごくまれな現象として、地表面に小規模の亀裂や陥落が発生することも考えられる。それからさらに、第四紀層の脱水による圧密沈下の安定期間は十五年内外と考えられますので、明治年間における浅部採掘の脱水による圧密沈下は、現在ではほとんど終了したものと思はれる。なお、また、先ほど申し上げましたように、当地域内に存在する浅所陥没またはこれと類似の現象は、石炭採掘に起因する鉱害であるということでございます。

○小野明君 そうすると、金田町の中心部のこの鉱害というのは浅所陥没というふうに見えるべきなんでしょうか。

○説明員(佐々木茂行君) いわゆる浅所陥没の現象もございします。それから先ほど申し上げました第四紀層中の地下水の下部への流動に伴う砂の流出によりまして、表土に亀裂や小規模な陥没が発生することもあるやうなふうな指摘しておりますので、浅所陥没類似の現象というところもあるかと思ひます。なお、補足的に申し上げますと、この調査の目的は金田町三区におきまして家屋の鉱害問題を対象といたしておりますので、その井戸水の枯渇の問題につきましては、はなはだ遺憾ながら科学調査の対象にはいたしておりませんので、念のために申し上げておきます。

○小野明君 しかし、まあ先ほど何回も言うやうですけれども、昭和十八年ごろ金田小学校の直下を掘った、これはもう明らかです。そうしますと、三区、金田小学校も三区ですからね。現に

家屋のありますのは、あれから五十、六十メートルくらいしか離れておらぬ。これは鉱害でない、三菱に關係がない、こういうふうに言われる。これが私はわからぬわけですよ。

それともう一つは、先ほどから出るやうに、七片、八片というのが現に彦山川に向かつて入つてゐる。そうしますと、ここで採掘をした場合に、当然この町の中心部の井戸水はこれに全部脱水陥落を起こしてくる。こういうことが考えられやしませんか。

○説明員(佐々木茂行君) まあ七片のほうを掘つていったときに、町部のほうの水もずっと引き落したのではないかと御疑念もあり得るのでございしますけれども、これにつきましてはもうさうだと言えだけのきめ手はないと思ひます。

○小野明君 そうしますと、どうもこれはたとえば金田小学校も三区にある。金田小学校の掘と、それから五メートルしかない先の家が鉱害でな、金田小学校はこれは全部三菱の鉱害というところは認められてゐる。復旧もしてゐる。しかも金田小学校はあれは何メートルか、五メートル近く下がったのです。掘も倒れた。それと反対側の道路の家がいろいろ床下に亀裂が入る、家が傾いてゐる。これが三菱の鉱害に關係がない、こうしうと目でも言えないのじゃないかと思ひますが、この点はどう説明をされるわけですか。

○説明員(佐々木茂行君) 私自身も個人的には鉱害であるという判断、判定をする能力がございしませんので、鉱害の認定につきましては、先生御承知のやうに科学認定調査、あるいは和解仲介の専門の先生方の判断に待つという立場をとつてゐるわけでございます。そのやうな先生方の判断をもつてしてもさういふ断定が下せないというところでございますので、私といたしましては、さういふ先生方の判断を信用するよりほかはないと思ひます。

○小野明君 どうも肝心なところが抜けておりましてね。そうすると、通産省としてはこの問題については独自の判断を持ち得ない、和解仲介の人

ては、三菱に処理させるというわけにはまいらないと思います。そこで先生がお話になりましたように、これを三菱鉱業でないと断定できるかどうか

うかというところは別個でございまして、賠償をさせるべきかどうかという事柄に限定して申し上げますならば、立証できない限りそういうことはあり得ない、こういうことだと思ひます。

○小野明君 どうもその辺がことばのあやのようですね。関係ありとは言えない、それでは関係なしと言えるかと。私が言うのは、この解決の方法はまあ別に求めなきゃならぬにいたしまして、全然それでは三菱に關係がないのだと、こういうことを言う以上は關係がないという資料を出してもらわねばいかぬわけですね。私もやはりそういう疑問を持たざるを得ぬです。なぜかという、昭和十八年ごろ、いまの盤下の問題が一つあります。とてもこれは谷茂がその時代にそういった盤下五尺層を掘り出した、あるいは明治のころに粉炭である七重を掘るといふことはちよつと私は考えられぬ。三十二年の採掘でありましたか、ちゃんと坑道も書いてあるわけですね、私が見たのは、これは盤下坑道というのを入れて、ところどころを掘って、八尺層も全部七重を下へ引き落とす図が書いてある。これはもうしろとでもよくわかる。ですから、そういうふうな払い方をすれば盤下もとる、八尺もとる、七重もとる、谷茂がとり残したものを全部とってしまふ、こういうことが当然これは図面の上から明らかであるわけですね。しかもそういうものは別として、百歩譲って、そういう事実があつてもこれはやはり三菱に關係なしと、こうやはりなかなか私どもは考えられぬわけですね。こういう事実があつても關係ありとあなたたちは言えないと、こうなれば、こつちから言えは關係なしというわけにはなかなか言えない。一体この關係はどういうふう

に説明をするのですか。

○政府委員(中川理一郎君) 再三申し上げておりますように、三菱鉱業に全く關係なしと言ひ切れるかどうかという点では、小野先生おっしゃるような考え方もあるかと思ひますが、私もこの當該問題の行政的な処理といたしましては、三菱鉱業に關係ありということが断定できない限りにお

いては、処理はできないという考え方をとつておるわけでございます。これは小野委員も三菱鉱業だともいひ切れない、だが、三菱鉱業でないとも言えないではないかというところをおっしゃつておるわけでございます。その点はこういうものの処理として、明らかにとにかく賠償義務というものを強制するからには、その責任ありという積極的な判断を持たなければ処理ができないのではないかと考えております。

○小野明君 それではもう一つの疑問点だけお答えをいただきたいと思ひますが、この金田町は昭和十八年ぐらゐから脱水現象を起しておる。それから昭和十年ぐらゐから先ほど申し上げたように家屋の傾斜あるいは道路に亀裂というものがあらわれておる。いままでの通産省のおたくの指導によりまして、まあこれは鉱害量算定要領、これによりまして、それぞれこの採掘の深度によつて鉱害安定の期間というものが大体きめられておる。ですから十八年に水が引き落とされた。大体中元寺川と彦山川の合流点ですから、もともと水量は多いところなんです。十八年ごろから脱水現象を起したところというのは、やはりふけのほうの操業というものが影響あつたのではないかと思われ

るし、昭和の十年ごろから家の傾斜がひどくなつた、始まつた、あるいは終戦ごろになおさらこの家屋の傾斜がひどくなつたということになりますと、それから大体二、三年前に、あるいは一年前ですか、安定の期間というものが、これによつてあなた方は指導しておるわけですから、大体この採掘の期間というものが、始まつた時期というものが推定をされるわけですね。何年たてば安定をするというところをこれによつてあなた方は指導しておるわけですね。しかし三菱がこの鉱区を持つておつたときに、操業しておつたときにそういう鉱害があらわれ始めておるわけですね。この事実を一体どのように説明をされるのか、伺いたいと思ひます。

○説明員(佐々木茂行君) 先ほどの先生の御懸念点の一つでございますが、金田の町部のあたりの

盤下五尺がないところがあるというお話でございます。またしたけれども、これはただ一カ所だけでございまして、ほかの地点には全部盤下五尺層は残つておるわけでございます。したがひまして、先生御指摘のように盤下五尺層に坑道を掘つて、その坑道へ八尺層の残炭と七重層の残炭を払い落とすという推論をなされますならば、冒頭申し上げました地点につきましては、大体盤下五尺層が払われていなければおかしいのではないかと思ひます。ございまして、盤下五尺層は全体としては残つておるわけでございますが、おそろくその盤下五尺層、そういう方法による採掘は金田の町部のほう、七片坑道から左のほうについてはそういうことはなかつたのであらうというふうな考へております。それからまた七片坑道からふけにつきました採掘いたしましたときに、水を引き落とすたかどうかということでございますけれども、この点につきましましては先生御承知であらうかと思ひますが、昭和三十年に金田町のあるおふる屋さんが三

菱の鉱害であるとして裁判を起しておるわけですが、そのときの福岡地方裁判所の判決によりまして、三菱が掘つてまいりました坑道を金谷炭鉱の旧排気坑に連絡させましたときにその事実を認められまして、この際特に多量の出水があつたような事実は認めるに足る証拠がない。それからまた風道に水が充満、密閉されておりましたのを引き落とすたというふうな事実もどうかうことができないというふうな判定をいたしているわけでございます。そういうふうな事実もまた他面あるわけでございますから、われわれといたしまして、三菱が水を引き落とすたとして鉱害を起したのだというふうには踏み切ることができないというところでございまして。

○小野明君 あなた方は私の質問に一向に答えておらぬわけですね。それで、大体鉱害のあらわれる安定の期間というものはきまつておるではないかと、あなた方行政指導をやられる場合に鉱害量算定要領によつてやられるわけですが、それども、算定基準を見るとき、もつと期間が短縮されておる。だからこの金田町の場合には一体どうなのかということですね。

それと、ふる屋の件は訴訟があつたけれども、これは四区ですよ。いま問題にしておるのは三区である。坑道がちよつと違つても鉱害が違ふように、四区のことを三区にそのまま引き當てる、持つてくるというところはこれは誤りではないかと私は思ひます。

○説明員(佐々木茂行君) 通産局を通じて把握しておりますところでは、家屋のそういう被害現象について、それがいつごろに発生したかについては的確な把握がなされておられません。先生御指摘のように、その時点における三菱の採掘と關係があるという判定をする証左に乏しいということでございます。

○小野明君 科学調査もその辺には触れておらぬわけですが、私は現地住民の人が言われておるのをいまあなたに言つておるわけですよ。それは現地のそこに住んでおる人が言うとも考えられぬし、調査にあなた方が行かれた場合に、現に被害を受けている人の話を聞かないでお帰りになるというふうなことではないと思ひます。鉱害

がいつごろから始まったかというのは、これは一番大事な問題ではないかと思うんですが、その時期については私は知らないというのはどうも納得いかぬと思います。

○説明員(佐々木茂行君) 通産局からのわれわれに届いておきます報告によれば、そういう期間に発生したと確認する証拠はないということでございます。われわれもそのように考えております。

○小野明君 そういたしますと、とにかくこれは三菱が関係あるにせよないにせよ、きょう質問をいたしましたわけですが、そういう結論を出すにふさわしい調査をあなたのはうは何もしていないと、こう言わざるを得ぬわけですね。たとえばいつごろから鉱害が始まったか、とにかく六片の坑道にいたしましても、どうも明確な御答弁がない、その辺はやはり明確にしてもらわなければならぬ。採掘の問題にしても、金田の学校の下にあるやつと、三区の真下にあるやつと同じである。この辺をやはり究明してもらわなければならぬが、それもやはり満足いく答えがない。とにかくきょうの点では、鉱害がいつごろから始まったかわからぬ、それを知らぬというのはどうもあなたたちごまかしておるとしか私は受け取れぬのですが、どうですか。

○説明員(佐々木茂行君) 何べんも申し上げておりますように、家屋におきます鉱害の現象が昭和十何年であるというふうな確証は、われわれとしてはつかめないということでございます。

○小野明君 局長、筑豊は非常に鉱害が多いわけですが、それで町がいま一番困っているのは、四十年、四十一年に布設をした水道によって打ち切り補償がされないのですから、町民も水道料を払わぬ。町の財政が破綻に瀕しているわけですよ。こういう事態を放置するわけにはこれは私はまいらぬのではないかと。筑豊全体としては、大休水道の問題でも打ち切り補償がせられてはいます。ところが、この町民には打ち切り補償はされなぬのですから、水道料を払わぬというこ

と、近隣の鉱害にあわれている町民はみんな打ち切り補償がされておるものですか、当然この町にもされるべきはずだと、こう言われている。ところが、せぬものですか、町の財政は破綻をしかかっている。しかも、この町においては、いつごろから鉱害が発生したかという一番基本的な問題を調べておらぬというのは、どうもこれは局長私も納得がゆかぬところですが、一体これは特鉱水道その他に関係があり、国から補助金その他もらっているのですが、この事態を一体どのように局長としては解決をされようと思うのですか。やはり裁判の結果を待つてというようなゆうふうなことで、私はいかぬのじゃないか、こう考えるのですが、いかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) お話のように、筑豊地区という非常に古いころから石炭採掘をやってきた地方でございますので、既往にさかのぼって、昔どうであったかということをお調べ出すと、立証その他ができないものが多いとあることは御理解いただけると思うわけでございます。ただ、しかしながら、私も現在時点においての鉱害の有無、鉱害現象の有無というのは客観的にとらえられるわけでございますし、それに対しての解決と申しますか、処理問題については、一応の限定はございますけれども、与えられた手段方法を持っておりますけれども、与えられた手段方法の古く、かつ微妙な問題につきまして、一々法廷に持ち出して黒白を明らかにしないと処理ができぬということでは困るということで、前国会でも私も法制改正をお願いして実現していたといたところでございます。私はこの種の問題はやはりまず通産省の判断、それが十分つかめない場合には、鉱害認定の科学調査というものに立てば、わからないものはわからないとして、わからない状態においてどういふ解決が一番望ましいか、事態をそのまま放置するという気持ちではさらさらございませぬから、その上に立ちまして、和解の仲介の努力をいたしたわけでございます。しかも、それは私の聞いているところが間違いない

ければ、これもいろいろまた異論があるようでございますけれども、かなり望ましい方向に進展しておった時期もある。にもかかわらず、金田町全域の意見というものがなかなかまとまらない。三区がどうの、四区がどうの、実はこう申し上げておいても、三区以外の立場で問題解決についてほかの結論をお持ちになっている利害関係者の話も、私もものほうにはしばしばくるわけでございます。しかも、町長が交代した、かわられたというところで、また結論が振り出しに戻ってきたというふうな状況でございますので、それぞれ御意見はあるのだと思いますが、私も和解の仲介についてなるべく実質的な解決をいたしたいと、これを三菱の責任だときめつけなくても、解決の方法があるということでも私は進んできたのでございませぬけれども、三菱の責任だというふうな解決でなければ困るという意見が最近急速に強くなってきたことによつて、問題処理が法廷までいかざるを得ない状態になった。こういうことでございませぬので、私も決して係争問題になつて法廷で結論が出るのを望まないと、それだけが望ましいというふうな考えはおもひません。もしも、いままでの経緯から見ても御理解いただけるところではないかと思っておりますし、もしも当事者間におきまして、もう少し現実的な解決の方向での歩み寄りがございましたらば、三菱側の訴訟を引つ込めさせることだって私は不可能ではないと思っております。そういう点でひとつ小野委員も地元の方でございませぬから、わからないものをどつちか右、左にきめようということではなくて、この問題処理に現実的な解決は、しかも迅速な解決はどつちの方向にあるかということで御協力を賜われれば、私のほうも全面的にその方向で努力をいたしたいと思っております。いささか当事者間の見解が仲介過程の段階よりもっと開き過ぎた状況になって、私ももともと困つておるという状況でございます。これがもう少し縮まってまいりますならば、いろいろまた考えようもあるうかという感じがいたしますので、地元の

先生としても、ひとつ御指導と御協力をお願いしたいと思つてございませぬ。

○小野明君 おっしゃる意見は私もよくわかるんです。それで政務次官、これはなかなかむずかしい問題なんです。そこで、いま局長が言われるように三菱とも話ができれば、こういうことを言われるわけですから、あなたや大臣の場において、これは現地の町民もこれを全部黒にして全部取り上げていくという気持ちでもない。やっぱり事實は事実として、どこまで明らかにするかどうかということで、私はお尋ねをしたわけなんです。そこで、そういう政治的な解決の道もなくなはないと思ふんです。私はね。ですから、その辺でもちろん私のほうも努力をしたいと思ふんです。あなたのほうでもこういう経緯であつたおわかりだと思ふんですが、十分な努力をしてもらいた。鉱害不存の訴訟なんかを大きな資本を持った会社が個々の住民をつかまえてやりますと、今後鉱害の問題を筑豊地帯では、少なくとも福岡の筑豊地帯では処理できぬようになります。この費用負担もたいへんですからね。これはやっぱり鉱害ありとする町民をいじめる措置でしかないと思ふんです。ですからそういう事実、事例が起りますという、今後鉱害問題なんてもう全部三井、三菱、大手からやられてしまふということに悲惨な結果になるんですよ。これは私はよろしくないと思ふんです。で、これは三菱の関係なしと、あるいはありという断定ができないかもしれぬ、それはね。私もどうもなしと断定はできないではないかと。それに納得できるだけの資料を出せというけれども、そうはいかぬわけですから、ひとつあなたのほうでも積極的にこれのおさめるように、まあ和解、仲介がでなかつたという段階で、裁判の結果に待つてというようなことでもいかぬわけですから、御努力をいただきたい、こうまあ考えておるわけなんです。

なお、本日の質問でもですね、かなり尽きないところもありますけれども、それはまあ後日に譲るといたしまして、当面はあなたのほうでそうい

う努力をひとつお願いをしておきたいと思ひます。

○政府委員(植木光教君) 金田三区の鉱害問題につきましても、先ほど来局長はじめ鉱害課長が御答弁申し上げているとおりなのであります。真相究明のために科学調査を行ない、その科学調査団としても三菱がやったのではないかと、この疑念を持って調査をしましたけれども、これが断定することができなかった。そこで仲介をやつて、これまたうまくいかなかった、こういう経緯なのでございます。いまお話がございましたように、まあ迅速に、的確に解決することが望ましいことは言うまでもございません。通産省といたしましてはさらに努力をいたします。

○原田立君 また法案が出てからいろいろとお聞きしたいと思ひますけれども、今度閉山になった場合に大きな問題になるのが、これからの石炭産業をどういふふうに関係のところが救済処置をどういふふうにしていくかということになるのであります。私大きな問題よりか、もっと身近な問題として二、三お伺いしておきたいと思ひます。それは直轄の鉱員さんのおおきき、また組夫の方々もいて働いているわけでありまして、この組夫の方々の賃金支払いがたいへんおくれにしている。この方々の支払いを一体どういふふうな形にしていくのかという問題と、それから直轄鉱員の方々の支払いをどういふふうな形にしようか、またそれをおおききになつてくるか、まずそれを最初にお聞きしておきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 突然の御質問でございますが、私どものほうとしまして、いま組夫の賃金の支払いが非常におくれであるのかどうか、的確な資料を持っておりません。御存じのことをごさいますならば、御教示いただければ適切な処置をとるつもりであります。現在の石炭鉱業におきまして、直轄労働者だけの手で仕事は十分に続けられないという状況がございまして、相当数

の組夫を使用しておることは事実でございます。また基本的にはその組夫の使用というものができただけ限定されたものでなければならぬということを一貫した行政指導の方針としてまいっております。むやみにこれがふえることは望ましいこととは考えておりませんが、賃金支払い等が十分行なわれておるものと私も判断いたしております。したが、もし遅延しておるような事態がございしますれば、御指示に従ひまして調査をいたしてみたいと思つております。私どものほうも、もしそういう事実があるかないか、せつかくの御発言でございしますので、至急調べることによぶさかではございません。

○原田立君 さつそく調べてもらいたいと思ひます。それから五十万円以下の中小企業の人たちの債権、まあ五十万円も百万円も二十万円もいろいろ金額はあるだろうと思ひますが、まあ少なくとも五十万円以下の中小企業の債権、これなどは当然今度の新石炭政策の中にきちんと織り込んで債権を見てやる、返済をがっちりしてあげると、こういうふうにするべきではないかと思ひますが、その点の考えはいかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまの御意見は、会社解散あるいは閉山の場合の当該会社あるいは当該炭鉱に残つております中小企業者に対する債務の処理の問題かと存じます。新しい政策樹立の前提になりました石炭鉱業審議会の答申におきましても、関係者の犠牲と協力の公平さということが一つの柱に相なつております。これらの方々の債権がある程度確保できるようにということとは、すべての場合にわたりまして私どもの関心事でございます。今度お願いしております法案によりましても、企業ぐるみ閉山の場合の特別交付金の制度といったものも、金融機関のように十分な担保を持つておるという場合と、御指摘の中小企業者のようにそうでない場合と、こういうものが想定されますので、一般債権に對しましてでもできる限り特別交付金あるいは一般交付金の仕組み

のつくり方によりまして、できれば半分程度のもを補償してあげたいということが制度の基本に相なつておるわけでございます。これにつきましては債権額が小さかろうと大きかろうと、できるだけ公平に取り扱つていくという趣旨を貫いておるつもりでございます。

○原田立君 かりに私いま五十万円というふうに言いましたけれども、こういう中小企業者は、たとへ半分でもぶつたくらゐ減つてしまつたのでは、これはたいへんな問題をかかえておるわけでは、法律が出てからまた審議したいと思ひます。で、でも、そういうのではなしに、もう少し何らかのこういう中小の業者を守るための考え方はもつとはかれないのかどうか、この点はいかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) 一般的な考え方といふと、会社が解散するといふ場合に、国が特別なことをいたすという制度は他にないわけではございませんけれども、石炭の場合関連するところが非常に大きございしますので、いま申しましたように所要の交付金によりまして現実的な解決をいたしたいという気持ちで新しい制度を考えたいわけでございますが、ただ、しかしながら債権者間の公平という問題がございしますので、中小企業者であるから特別の制度を起こすという、交付金の交付にあたりましては特別なことは考えていないわけでございます。本日、提案理由の趣旨説明を大臣からお願ひいたしましたように、中小企業の信用保険の特例を延長いたしますことによりまして、このような事態におちいりました中小商工業者のために、信用保険そのものが中小企業者のための特別措置でございしますけれども、とりわけ産炭地の中小企業者のために、さらに特例のまた特例をつくつておるわけでございます。これの延長によりまして対処をいたしたい。交付金だけで片づかない問題はこの方法によりまして努力をいたしたいと考えておる次第であります。

○原田立君 今度の新政策によりまして、特に九州福岡の筑豊地帯においては閉山がかなり予想外

に多くなるであらうと、こう見られておるわけですが、それに対してどんなふうな見方をなさつておられますか。

○政府委員(中川理一郎君) これはそれぞれまた受け取り方のあるところでございますが、今回新しい措置を国会の審議をお願いいたしております。すゆえんのものは、現在の制度そのもの、それだけによりまして、昨年一昨年来の石炭鉱業の置かれた状況というものと勘案いたしますと、ここで何がしかの措置をいたさない限りにおきましては、石炭鉱業全体のなだれの崩壊という心配もあるといふことから今回の措置をお願いいたしておるわけでございます。大きくいいますと、今回お願いしております予算なり法律なるものが石炭鉱業のなだれの崩壊というものに対する措置でございます。しかも私も再建交付金なり安定補給金なり的大幅な増額によりまして、石炭鉱業を全体として再建の方向に持っていく、こう考えておるわけでございますが、前々から当委員会が大臣等からも御説明いたしておるすように、限られた財源での処理でございますので、あらゆる石炭企業を現状のままで食いとめていくといふことにも無理があらうかという感じは率直に申しまして持つておるわけでございます。しかも企業側におきましても、昨年の春以来石炭鉱業審議会が新しい政策のための審議をいたしておるということもございしましたので、その間いろいろと困難な局面があつたわけでございますけれども、私どもは本年の四月まで持ち込めるような経過金融措置というものに全力をあげまして、進むにせよ退くにせよ、新しい政策のもとで進退をきめてもらうことに努力をいたしてまいりました。本年三月末までにおいて相当悪い状況にありましたところも、できれば新しい施策によつて四月以降の閉山なり解散なりということを関係者それぞれ考えておつた次第でございます。したが、いま、現象面だけから見ますといふと、四月を待ちかまえておつたように閉山の話が出てまいるという状況もまた否定し得ないところ

でございます。したがって、原田委員おっしゃいますように、四月時点での現象をとらえてみますと、必ずしも審議会なり通産省なりが言っておったようにならぬかな閉山というところはできておらぬではないかというお感じのする面もあるかと存じますが、これらはいま申しましたような経緯で、なるべく新しい施策のもとで、改正された閉山制度のもとで社会的な摩擦をできるだけ少なくした形で閉山に入るといふ事態を審議会の答申その他を受けて考えた結果でございます。現象的なものと経過的なものをその間にあわせて判断していただきますならば、無理に閉山量を増やすようにしておるといふゆえんのものでないことは御理解いただけるのではないかと思つております。また一方私どももいたしましては、新しい施策のもとでほんとうにやっていると、やっていると不可能であるかどうか、ほんとうにやっていると不可能であるかどうか、これについては私どもも私どもなりにできるだけ考えてまいりたいと思ひますし、経営者のほうでもそこは十分に判断した上でことであろうかと思つております。残念ながら若干のものが新しい時点で解散、閉山の動きに出てまいりますことは、やむを得ないことであると考えております。

○原田立君 新聞報道によると、全国の閉山量は約三百八十万トンぐらいであろうと、こういうふうなことが報道されておりますけれども、大体そのぐらいのことが考えられていゝるんですか。

○政府委員(中川理一郎君) 予算を用意いたしました場合に、昭和四十四年度の閉山量を約三百八十万トンと私どもが予定をいたしましたのでございます。これは前年あるいは一昨年以来の経理状況その他を十分に見、かつ今後の石炭鉱業の助成金による経営の可否というものを判断した上での一つの想定でございます。このとおりになりますかどうかは、事態の進展を待たないといふからないうところでございますが、三百五十万トンという私どもが考えました数字とそうかけ離れた結果にはならないのではなからうかという判断をいまの時点

ではいたしております。

○原田立君 筑豊、九州関係で、約二カ月間で九社十二炭鉱が閉山申請をしたとか、もしくはするであろうと、こういうふうな新聞報道で言われております。そうしますと、八〇%ないし九〇%にはならなくても筑豊、九州関係のこの閉山関係がもう集中的に行なわれて、たいへん大きな問題になるのであります。たとえば日南炭業の竹ノ迫鉱、第二竹ノ迫炭鉱、あるいは古河炭業の住鉱、高野炭業の新高野炭、野口炭業の第二丸尾鉱、あるいは上野炭業の精鉱、いろいろなものがずつと出ておりますけれども、約二カ月間で九社十二炭鉱が閉山になる。三百八十万トンの全体の約八〇%ないし九〇%ぐらいが九州で閉山になると、こういうことが新聞報道されておるんです。そういうふうな見込みをお持ちであつたのかどうか、そういう点どうですか。

○政府委員(中川理一郎君) いま具体例をおあげになりましたものの一つ一つについての確認は、私も承知してないものがございまして、後日お答えをいたしたいと思ひますが、おっしゃいました中でのたとえば古河炭業の住鉱、こういうものは今回の新政策でなくとも、私どもは前の再建整備計画以後の事態をいたしまして、閉山のやむなきに至るのではないかと予想しておりました炭鉱でございます。それから中小炭鉱につきましては、これは毎年相当の閉山申し込みがあるわけでございます。必ずしも今回であるからどうというところではなくて、いままでの経過から申しましてもある程度の中小炭鉱の閉山というものは出てまいり、私どもは予想をいたしておりました。ただ、三百八十万トンのうち八割前後のものが九州になるのではないかと御意見でございますが、これはいまのところ私どもとしては的確に数字は把握しておりません。それらのものもある範囲は予想に基づいての報道だと思ひますけれども、かなりそうなるのではないかと想像される節のあるものも先ほどの列挙された中にはござ

いますので、もう少し事態の進展を待つてお答えをしたほうが正確ではないかと考える次第でございます。

○原田立君 私はこれを問題にするにあつて、閉山していく炭鉱あるいは生き残つていく炭鉱、二つとに分けて、特に閉山していく炭鉱がいままで持っているところの債務、借金ですね。簡単なことで言えば貸金未払い分とか、あるいは鉱害処理、あるいは資材の買い掛け、金融返済、大きく言えばそういうことになるだらうと思ひますけれども、しかし先ほど冒頭にも申し上げたように、特に貸金未払い分なり資材の買い掛け、その中でも中小企業関係の支払い、そういうのがはたして今回の閉山交付金、あるいはまた割り増し金をつけての大手の閉山ですね、こういうふうなことがこれだけの処置ではたして貸金の未払い分とか、資材の買い掛けの補償がちゃんとできるのかどうか、それを心配して聞いているわけです。

特に貸金関係では七五%しか補償されないようだという話も聞いております。そうすると、あと二五%分はどうするのか、あるいは地元の中小企業の売り掛けになっている、零細企業の人たちの売り掛けになっているのはたしてどうなるのだ、もとの炭鉱が閉山になるのですから、だから普通の商取引からいけば、それはなくなったといふ方がないのだ、それは一般的な普通の言い方であつて、炭鉱でいまだ長い間生活してきた人たちにとつては致命的な打撃です。こんなふうなことをはつきりとした限りにおいてはこれは重大な問題が起こるのじゃないか、こう私たちは憂慮しているのです。いま申し上げたようなことで、特に九州関係の閉山関係が非常に集中的に行なわれるので私はいへん心配してお聞きしておるわけでありまして、この組立並びに直轄炭鉱、これらの人たちの貸金及び退職金、そういうものは一〇〇%確保できるのかどうかという点はいかがです。

○政府委員(中川理一郎君) おっしゃる通りに閉山にあたりまして、あらゆる債務関係をきいに解決できますことが一番望ましいわけでございますけれども、いづれにいたしましても国の予算をもちまして処理をいたしませんと、企業そのものには、これは平均的な言い方でございますけれども、なかなかその力がないというところでございまして、交付金制度の改正を考えたわけでございまして、したがって、私どももいたしましては、国の財政の中で可能な限りの閉山処理のための予算というものを考えたわけでございまして、御指摘のように一〇〇%国がめんどうをみるというわけにはまいりません。貸金、退職金等の労働債務につきましては大体七五%というものを目標にいたしております。その他債務につきましては、おおむね五〇%というものを対象に考えておるわけでございます。なお、これは企業によりまして、残りのものが処理できるかどうかということとはそれぞれ異なるわけでありまして、先ほどおっしゃいました古河炭業のように本件の会社が非鉄金属の会社としてまだ残つておるといふような状況におきまして、その場合の退職金はおそらく一〇〇%支出されることは間違いないことが予測されるのでございまして、話題に出ております石炭専業会社であつて、この際全社閉山といつて、場合には著しい超過債務をかかえておりますので、結局のところ清算後の債務につきましては、国が請じます予算措置が企業としてなし得る限界になるというところでございまして、これがきわめて当該債権者から申しますと不満のあるところでございます。毎度申し上げておりますように、国としては、通産省としてはできる限りのことを考えたつもりでおるわけでございまして。

○原田立君 たいへん冷たい御返事なんです。非常にふんまんの気持ちで聞くわけですが、これは何も議論をむしろ返して言うわけではないけれども、国のエネルギー政策の変更によつてこういう問題が起きている。そのことは毎回指摘されておることなんです。また、これらの鉱員の人たちが高い賃金をとつてゆうゆうとしておるといふなら、それはまあ全部もつたほうが一番いい

れども、多少の目減りはあったとしても納得する点もあるだろうと思うが、賃金は安いんです。また炭鉱が閉山になれば自分の生活費だって、生活するところも出ていかなければならない。こうなると重要な問題になってくる。予算措置でやるなら、これしかできないというのではなしに、何とか出るような、少なくとも賃金の未払い分などはないように考えられないものかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(中川理一郎君) おことばを返すわけではございませんけれども、国の政策ということもございませうけれども、やはり客観的な事実としてのエネルギー情勢そのものが大きく変わってきたという点もございまして、私どもの気持ちとしては、なかんずく石炭を担当しておりますものとして考えますならば、御意見のように可能ならば一〇〇%を補償してやりたいという気持ちでいろいろ考えてきたのでございます。ただ私が石炭を担当いたしました直後に出了ました大日本炭礦の閉山の場合等を考えますと、このとき労働者が債権を確保し得ましたものが大体五割に満たなかったと記憶しておるわけでございます。また一般債権者は一割ぐらいの回復にとどまったのではないかと当時の状態では判断されたわけでございます。これは完全な清算は終結しておりませんから的確なことは後日になると思いますが、そのような状態を私どもは実はわかりました直後に直面いたしましたのでございます。そこでもう少しく閉山交付金の制度の改正というものができないかということと関係先といういろいろ相談をし、現在お願いしておりますような制度をつくったわけでございます。

なお、将来の問題として考えますならば、少くとも企業というものの本質に立ち戻りまして、それらの処理を全部国にゆだねなければならぬというふうなことではなくて、内部にそれらの事態に備えるための準備をするというふうなことを、これからの問題としていろいろ検討を加えていかなければならぬ事柄があるのではないかと考え

ておりますが、制度といたしまして国の側からの交付ににつきましては、いろいろのところで折衝いたしました。いま申しましたところが現状におきましての私どものなしたるマキシマムという感じでございます。

○原田立君 では、国から出ないということは何度も局長は言うんだけれども、それではその未払い賃金並びに退職金を会社が責任を持って払えというふうな措置ですね、それは講じられないんですか。

○政府委員(中川理一郎君) ただいまお答えいたしましたように、長期的な観点に立つての措置といたしましては、そういうことも考え得ると思いますが、現在の時点で、いわば倒産になるものを制度の中で処理をしたいという状況で考えられておりますものの中には、国から出るもの以外には何ら持つておられないというものがかなりあるというところは率直に言わざるを得ないのではなからうか、またその場合に企業が、出せと申しましてもないものは出せないという事実が残るだけでございます。これらにつきましては、労働者側の要望もありますので、一体何がしかの方法はないものかというところは常に念頭を去らないんではございませうけれども、いまのところ的確な対応策というものは見出し得ない状況でございます。

○原田立君 聞くとここにすれば、金融機関に対しては、担保を取っておりますね、そうして担保を取って、そのあと残りの分の半分は補償するというふうになっておりますね。非常に手厚い保護がなされていっているんじゃないか、こう私思うんです。で、片方は大金融機関でありますし、片方は一人一人の家族をかかえて生活していかなくやならぬ、そういう人たちがなんです。だからもう少し国の考え方も、また指導の考え方もこういう気の毒な鉱員の人たちのほうにもっとウェイトが置かれていいんじゃないか、あるいは中小企業関係の資材の納入等の、そういう方々のほうにもっとウェイトが置かれるべきじゃないか、その面で処置されるべきものはないのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(中川理一郎君) 一般的に申しまして、あらゆる債権者の中で労働者に特別な配慮をいたしたいという気持ちで審議会の議論の中でもございまして、その結果が先ほど申しましたためとしての七五%、その他債権者に対しては五〇%というふうに、労働者債権につきましては五〇%の配慮をいたしたわけでございます。他の債権につきましては、これは金融機関でございますし、担保を有しておるか有してないかというものでたいへん違いがございまして、一般的に申しまして、市中銀行は大体においてかなりの額の抵当権を持つておりますけれども、中でも興長銀といたしましては財団抵当以外には持つていない。それがさらに政府機関である開銀は財団抵当以外のもは持つていない。これは合理化事業団におきましてもそのような形に相なっております。この辺の担保の持ちぐあいというものは千差万別でございます。しかし抵当権を持つておるか持つておらぬかというこの事柄は、市民法体系一般の中では法制上優先権のある立場に立つておるのでございまして、この体系そのものを根本から否認するようなことは考えられないわけでございまして、事実問題としての抵当権を持つておるか持つておらぬかということ、これを今回の対策で変えるというわけにはまいりませんので、抵当権行使後の中での考えられる公平さというものはなからうかと考えておる次第でございます。

○原田立君 そのいまの御返事にも非常に納得できない点が多々あります。それはそれとして未払い賃金の支払い期日を明らかにしてくれとか、あるいは退職金などの支払いについては交付金を待たずに実施してくれとか、そういう切実な実情は要望があるんですね。これらについては当然国のほうとしてもびしっと指導をなさるんだらうと思うけれども、これは変なふうに指導してたらだらうという泣く労働者を出さないようにするために、

この要望などはちゃんと必ず実施するようにしてやるべきじゃないか。あるいは撤収要員の賃金、身分などについてもきちんとしてくれというふうな話もあります。これらについては具体的にどういうふうに指導なさるのか。閉山はもう目の前にきているのですよ。これは局長自身が一番御承知なはずなんですから、そして実際すぐ離職しなければいけない人がいるんですから、それをひとつ念頭に置いて、やはり国であたたいか施策というものがなされなければこれは大きな問題じゃないかと思うのですが、いかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) 御指摘のような要望と申しますか、希望は私もよく承知をいたしております。交付金の迅速なる支払いということにつきましては、私どもも特別の考慮を払うつもりでございますが、予算上の制約もございまして、ものによりましては、四十四年度予算を借り入れ金を行ないましてその限界をこえるという事態がございまして、二カ年間の予算で処理をいたすという仕組みにも相なっておりますので、この点は財政上の理由から必ずしも希望どおりにある時点で一括支払いができないという制約がございまして、それからもう一つの制約は、労働者債権に対しては、賃金債権という意味合いにおきまして、本人に直接交付をしなければならぬという問題でございまして、一般債権等も企業ぐるみ閉山の場合におきましては、当該債権者に直接支払うということをとてまえといたしてあります関係上、この間のつなぎ等につきましては、実はやっかいな問題があるのでございます。これらの点も含めまして、できるだけ御趣旨に沿ったような運用にいたしたいと考えておるわけでござい

ます。○原田立君 水道関係についてちょっとお伺いしたい。残ってらうたいへんお気の毒でしたが、炭鉱のほうから水道を供給してもらっているところが幾つかあるわけですね。今度閉山になると、それが使えなくなれば直ちにその町の町民は非常に困るわけです。町営に切りかえていかなければならぬ事柄があるのではないかと考え

れば当然ならぬと思うのですけれども、たいへん町も困っていることは御承知のとおりですけれども、これはどんなふうにも指導なさいますか。

○説明員(国川建二君) 閉山に伴います水道の対策でございますが、これは昭和三十八年だったかと思ひますけれども、例の合理化に基づきます対策の一環といたしまして、閉山炭鉱水道施設整備事業というのがございます。で、この事業によりましては、これは補助率は三分の一でございますが、国庫補助を三分の一行ないまして、残りは起債で充当するという形で、閉山に伴いまして、従来炭鉱が持っておりまして専用水道を市町村に移管するという前提におきまして、施設の改良、更新を行なうということで今日まで行なっております。毎年大体十数カ所程度を事業化いたしております。進めておるので、来年度以降出てきました場合もその制度によりまして進めていきたい、かように考えております。

○原田立君 今度のように閉山が集中的に出るだろう、こういうふうには言われているときに、従来のようなやり方ではたしてうまくいくのかどうか、その点の見通しはどうですか。

○説明員(国川建二君) 実は四十四年度の閉山対策の事業につきましては、現在各県からそのヒアリングを行ないまして、その結果を集計中でございまして、いま手元に資料を持っておりませんので、どの程度の要望が出ておるか分かりませんが、多数出てくると思ひます。が、それによりましては、ただいままではたとえば単年度事業で整備しておりましたけれども、場合によりましては二カ年程度で継続事業で処理しなければならぬといったような事情が出てくるかと思ひますが、これは何と申しましても非常に緊急を要する事業でございますので、できるだけ優先的に出てきました事業は全面的に取り上げたい、かように考えております。

○原田立君 全面的に取り上げてもらいたいと思ひます。水がなきや困るんですから、きちつ

と、いかにかいかないかという見通しを、その点を心配していらっしゃるんですよ。あなたは数字がなにかからぬという御返事だった。数字がなきや何にもなりませんから、水がなきやほんとうに困っちゃいます。だから、きちつと対策が講じられるという御返事を得るまでこの問題は保留しておきたいと思ひますけれども、まあひとつ町民が困るんですから、この問題はただ一般的なものを見方だけで終わりにするのではなくてもらいた

い。それから最後に、あんまり時間ありませんので最後にしたいと思ひますが——水道のほうはけっこうですから。一般閉山のときに、事業団が調査しなければならぬというようになっていまして、それを維持していくための維持管理費、あるいは電力というのがたいへん大きな必要量になるわけですが、事業団の調査は早くするようにしなさいやうなぬが、基本的に出炭量だけでやれないものかどうか。坑道の延長等の調査などは必要ないんじやないか。電気料が五十日以上滞納するのとめられるし、文句は言えないことに法律ではなっているやうだが、坑道の査定等はなくともいんじやないやうかと、思ひます。その点はどうか。また電力料が非常に維持管理する上で一番ウエートが多いわけでありまして、この電力等に対しては特別に、全部が終わるまでそのまますけられるやうに特別な措置、指導等がなされるのかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(中川理一郎君) 閉山交付金の交付に際しまして、一般閉山交付金制度の場合には、御指摘のような事前の行為が必要でございまして、これに不必要な時間をかけておられますと、保坑のための費用その他ずいぶんとむだな——その山がなくなるのでございまして、なくなるという前提に立った場合に、非常にむだな金を使わなさいやうな状況が起りますことは御指摘のとおりでございます。この問題につきましては、中小炭鉱等から切実な希望が寄せられております。私どもとしてはできる限り迅速な処理をい

たしたいということで、事態が起りました場合に、合理化事業団がさっそくそういう気持ちで処理をしてくれまして、あらかじめいままら事業団にはいろいろと連絡をとっておるところでございます。ただ、御指摘の坑道評価その他をやらなくてもいいんじやないかという御意見でございますが、制度そのものがそういうものに着目して交付金の額を算定することに相なっておりますので、これをいかにいかにするということは会計上の、出資者としての非難につながる問題でございますので、厳正、適確であつて、かつ迅速な実施というのを私ども念頭に置かなければならないと考えております。

なお、最終的に処理ができませんまでの間の問題として、電力のこの御希望があつたのでございまして、一般的な状況でございますが、これらは債権者会議等におきまして、ある種の共益費用というやうなもので、もともと債権者に分割されるべきものの中から適当なものを保留いたしましたので、それらの費用に充てるのが一般でございますので、おおむねいまままでの経緯によりまして、それらの問題は解決されてきたものではなからうか、こう思っております。ただ、何がしかの手違いで、送電をとめられるというやうな事態が出てまいりますことを念頭に置きまして、これは私どものはうの通産省を主体にいたしまして、所轄の電力会社等と十分なる連絡のもとに、そのような事態が未然に防止できるやうなことにございましては、配慮をすべきものと考えております。

○須藤五郎君 きょうは炭鉱職者臨時措置法がここで説明を伺いましたが、この問題はまだ衆議院でも審議に入っていないやうでありますし、いずればこの委員会が審議することと思ひますが、この問題については、私触れないことにはしませんが、それで少し質問をさせていただきますかと思ひます。

今度のこの通産省の石炭局のほうから出された予算案の内容を見ますと、ここに私たちが従来見なかつた問題が出てきておるわけですね。いわゆる

産炭地域開発就労事業というので、二十五億円の予算が組まれていると思ひますが、この予算がある以上、その内容があるものだと思います。この内容についてちょっと伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(中川理一郎君) 特別会計全体は私のところ所管いたしておりますが、ただいま先生御質問の二十五億円の予算の使い方につきまして、主として労働省でお考えいただいた施策でございます。まして、労働省側から御説明を聞いていただきたいと思ひます。

○説明員(上原誠之輔君) 今回の新しい石炭対策の一環といたしまして、産炭地域の開発就労事業というものを予算案として提出いたしておるわけでございます。この点につきましては、先般の石炭産業審議会の答申の中におきまして、産炭地域のうちで特に失業者が非常に停滞している地域におきましては、今後の新しい石炭政策の実施に伴つて、さらに深刻な影響が出てくるというやうなことで、雇用安定対策について十分配慮していくべきだ、こういう答申がなされたわけでありまして、また一方、産炭地域振興審議会におきまして、同じやうな趣旨で通産省当局に対して建議がなされたのでございまして、したがひまして、労働省といたしましては、そういう答申なりあるいは建議の線に沿ひまして、産炭地域のうち特に失業者が停滞しております地域につきまして、雇用安定対策の一環といたしまして、この産炭地域開発就労事業というものを実施することにいたしましたわけでありまして。

○須藤五郎君 この事業の対象になるいわゆる失業者ですね、これは炭鉱で働いている労働者で、閉山についていよいよ離職した人が目標ではなく、いわゆる関連失業者というのですか、かように聞いているのですが、炭鉱の失業者もこれは入るのですか。そういうやうな範囲がわからないのです。

○説明員(上原誠之輔君) この産炭地域開発就労事業におきまして、就労の対象になる労働者、失

○須藤五郎君 そいうすると、これは予算を組んだ上からは、大体緊就が二十三日間くらいずっとあるわけですね。これも二十三日あるとはきまつていないけれども、一年を通じて平均すると二十三日という数字が出てきておるわけです。少なくともこの二十三日くらいは働けると、働かすと、こういうことを政府は考えて予算を組んだと、こういうことですね。しかし、保障はいたしませんよと、こういうことですか。保障したらどうですか。それだけ予算を組んでちゃんとするのだったから保障して、もしも二十日しか働く日がなかったら、あとの三日間は政府のほうでちゃんとめんどらう見てやるのか何とか。そういう保障のないといふことは失業者としては最も不安なことですよ。

だから、この点は考えて、まだきまつていないのだつたら、これも少なくとも緊就並みにちゃんといふように何らかの政府が責任をもつてこれに対処するということ、保障するというのをほくは考えなくてもいいと思うのですが、どうなんですか、それに対しては。

○説明員(上原誠之輔君) 先ほど申し上げましたように、一般の失対事業あるいは緊就事業と同じような形で保障ということは、一応この事業の性格上からいってきまつておられるわけにはいかないのをごさいます。ただ、事実上の措置といたしまして、私もいろいろ一般の公共事業なりあるいは鉱害復旧事業なりにつきまして、それぞれ安定機関としては求人を受けております。そういういろいろな情勢の中で、安定機関として失業者に対してはできるだけ長い就労日数が確保できますように私どもとしては十分努力をしていく、こういうことは申し上げなければならぬと思ひます。

○須藤五郎君 これも保障がない。しかしまあ努力をいたしたいと思ひますと、こういうこと。これ以上追及してもどうも困るでしょうから、私はきょうはこれで追及はいたしません、それじゃこの失業者、これは失業保険はもらえるのですか、どうですか。

○説明員(上原誠之輔君) 当然一般失業保険制度の対象になるわけでごさいます。一般失業保険があるいは日雇い失業保険か、いずれかに加入するということになると思ひます。

○須藤五郎君 この労働省からもらつたものによりまして、緊就は事業単価が二千五百円、ことしふえて、そしてこれは三千六百円というふうに出ているのです。事業単価は千円大いのです。そうすると、当然私は労働省に払える賃金、それも緊就の千二、三百円というよりはこの事業に働く労働者の賃金はよくなければならぬと思うのですが、一体幾ら払うということになつてゐるのですか。一日の賃金は幾らというふうになつてゐるのですか。

○説明員(上原誠之輔君) この開発就労事業に働

く人たちに支給されます賃金につきましては、一般失対事業の場合におきましては労働大臣が賃金をきめまして、それぞれの職種に応じて賃金をきめるわけでごさいますけれども、この就労事業の場合は、先ほど申し上げましたように、これは公共事業としての色彩が非常に強いという関係からいまして、公共事業と同じように請負施工でございまして、したがって、先ほど申し上げましたように、この事業に就労する労働者に幾らの賃金を払うかというところは、公共事業の例とはほぼ同じというふうな御理解をいただきたいと思います。すなわち、その事業を請負った者が労働者との契約の関係においてきめていく、こういうことになるわけでごさいます。しからば、どういう基準で請負業者が考えればいかというところになるわけでごさいます。私どもいまの考え方というものは、公共事業で支払われるべき賃金というものを一応の基準にして考えていってほしい。

○須藤五郎君 そうすると、公共事業に払われてゐる賃金は幾らですか。

○説明員(上原誠之輔君) これは地域別にもあるいは職種別にもいろいろございまして、したがってはいかないと思ひます。まず、それぞれの地域においてそれぞれの事業の内容に応じてきまるわけでありまして。

○須藤五郎君 事業単価三千六百円というものがあつたわけですね。そうすると、その事業をやる事業主の考え方では賃金は幾らにでも増減されてしまふ。そうすると、事業単価三千六百円請求してゐて、労働者に安い賃金しか払わぬということも起つてくるのじゃないんですか。やはり三千六百円の事業単価の中に占める労働者に払う賃金はどれだけかということ、労働省としてやはりつかんでいないとおかしいのじゃないのですか。それは緊就の単価二千五百円、その中に占める労働者の賃金は千三百円と大体きまつてゐるので、相場が、今度だから三千六百円の事業単価な

らば、その中に占める労働者の賃金は幾らかというところはあなた、あらかじめちゃんと出しておかなければおかしいじゃないですか。そんなもの事業主にはまかしていいんですか。それじゃ不安で労働者もたまらぬですよ。とんでもないですよ。そこを明らかにしてください。できなければならぬ。

○説明員(上原誠之輔君) この三千六百円の中で、どのくらい部分を賃金部分として考えておるかというお尋ねでございまして、そういふ三千六百円の単価を算定いたしました場合には、そういう積算をして単価をきめたわけではなく、いわけでございまして、(「じゃなせ三千六百円にきめた」と呼ぶ者あり)一つの例といたしまして、私どももいたしましては、従来の実績からいまして、緊急就労事業というのをやっております。これは一人当たり二千五百円という単価で、この事業よりもさらに高度な事業をやつてもらうというところで、一人当たりの賃金単価を千円程度ふやして、一人当たりの事業費の単価をきめた。この事業費の単価によりまして、具体的にそれそれぞれの産炭地域におきまして、この事業を実施いたします産炭地域の事業主体におきまして、この一人当たりの単価の範囲内で事業を計画していく、こういうことになるわけでごさいます。その際に賃金をどの程度見るといふことになりまして、先ほど申し上げましたように、公共事業でどの程度の賃金が支払われるかというのをめどにして設計をいたしまして、入札をしていくということになるわけでごさいます。

○須藤五郎君 緊就でね、単価が二千五百円です。それで労働賃金が千二百円から千三百円で事業とどう言つてゐるでしょう。高度の事業ならば、働く労働者の賃金だつて緊就の千二、三百円よりも高度でなくちゃならぬんです。それが理屈じゃないですか。ところが、その線すらもあなたは無責任ですよ。事業は緊就よりも高度ですか

ら、三千六百円の単価は千円ほど上げました。ところが、そこで働く労働者の賃金はわかりません、緊就より以下かも知れぬし、失対以下になるかも知れぬ。どんな状態が起つてくるか、そんなめどのない話というのはいないですよ。そして予算だけ組んでおる。これはどういふことですか。おかしいじゃないですか。こんなことはあなただの省では通用するかも知れぬけれども、労働者の社会へ行つたらこんなものは通用しないです。こんなばかな話はない。はつきりしなさい。

○説明員(上原誠之輔君) 雇う者と雇われる者の間でどういふ労働条件をきめるかというところは、その労使の当時の話し合いできまる問題であります。したがって、この開発就労事業を実施いたします場合にも、先ほど申し上げましたように一般公共事業と同じように請負施工するのでございまして、具体的な賃金は請負業者とそれから就労者の間で約束してそこで賃金がきまる。したがって、その地域におきまして非常に労働者が少ない、事業をやりたいんだけれども労働者が少ないということになりますと、おのずから賃金は上がるということになりまして、いづれにしても労使の双方の話し合いできまるということ、これは労使の労働条件決定の大原則でございまして、それから、そういう方向でやつてもいい。ただ、やみくもに低い賃金を予算の工事の設計上の単価とするということも事業の実施の円滑さを欠くわけでごさいますから、設計の段階におきましては、やはり一般の公共事業で、この事業に対してどういふ賃金が払われておるかというのを参考にして設計上の単価をきめるわけでごさいます。請負に業者が落ちましたならば、その段階で賃金がきめられる、こういうことになつております。

○須藤五郎君 私はね、この事業がどんな目的で計画されたかというところは一番最後に申し上げますがね、委員長、ちよつとくどくになりますけれども、これは労働者にとつては重大なものですから、私もくどく質問するようですがね、金は政府から事業単価として三千六百円、緊就単価よりも

ら、三千六百円の単価は千円ほど上げました。ところが、そこで働く労働者の賃金はわかりません、緊就より以下かも知れぬし、失対以下になるかも知れぬ。どんな状態が起つてくるか、そんなめどのない話というのはいないですよ。そして予算だけ組んでおる。これはどういふことですか。おかしいじゃないですか。こんなことはあなただの省では通用するかも知れぬけれども、労働者の社会へ行つたらこんなものは通用しないです。こんなばかな話はない。はつきりしなさい。

千百円上積みをしてそれを払います、ところが、これは事業主のきめることですからきめません、そういうことではいかぬです。緊就は千二、三百円というのにはきまっているんです、全国どこへ行っても、だから、せめて緊就以上にはいたしません、なぜこんなこと言えないんですか。幾ら幾らという金額は言えなくても、緊就よりは上回るようにしますと、何でそのくらいのことと言えないんですか。それ言わなければ無責任ですよ。こんな予算認められませんか。

○委員長(阿真根登君) 質問の趣旨はわかっておられると思うんだけど、おれわれ聞いておいてもおかしいんですよ。三千六百円のやつをきめたときはどういう積算できめたか、出てくるはずなんです、だからもう少し率直に答弁してください。

○説明員(上原誠之輔君) いま緊就の例が出ましたので、緊就の賃金のきめ方につきまして御説明を申し上げますと、緊就につきましても、これは労働省で賃金を幾らというふうにきめたものではないわけでありまして、緊就をやりますそれぞれの事業主体できめまして、設計上の単価としては公共事業の単価を参考にしながらきめる、そして請負業者が労働者を雇います場合に具体的に賃金をきめる、こういうことになっておるのでございまして、それと同じやり方をこの開発就労事業の場合におきましてとつていこう、こういうふうな考えでおるわけでありまして、緊就事業の場合にも、いま私が申し上げたことと同じようなこととてございまして、誤解のないようにお願いいたします。

○須藤五郎君 それじゃ三千六百円の事業単価を取って、事業主が労働者には五、六百円しか払わぬ、七、八百円しか払わぬ、労働省はだまって見ているんですか。それはやむを得ないんだと、それは事業主がきめることだから労働省は関係ないよと。それで事業単価三千六百円払って平気な顔しているんですか、労働省は。それで労働省と言っているんですか。どうなんです、これ

は。

○大矢正君 関連。考え方の上に間違いがあるんじゃないかと思うので、この際のため申し上げておきますが、開発就労であるうと緊急就労であるうと、そういうものが予算の上で編成をされたというその原則は、炭鉱で多量に失業者が出、しかも停産を起しているという現実に基づいてそれを解消するためにやるのであって、事業をするためにこういうものができたんじゃないですよ。もし事業をするためにできたのなら、石炭特別会計なんかから出すのはおかしいんだ。その原則をはき違えてはいけません。はつきりしない。

○説明員(上原誠之輔君) この開発就労事業の性格でございまして、これはいま大矢委員からお話の産炭地域において失業者が多数出てくる、そのための雇用安定の対策である、これは当然でございまして、それからもう一つの考え方といたしまして、単に失業対策だけでなくて、この事業をやることによって産炭地域として石炭産業にかかわる産業が起きてくる、こういうことに対して役立つような事業をやる、こういう面から着目いたしますならば、非常に公共事業的な色彩が強いわけでございます。この両者をいかにして調整して事業をうまくやっていくかというところでございまして、労働省がこれを所管いたします以上は、やはり就労事業としての面については遺憾のないように十分考えていく、これは当然でございまして、その点にはつきり申し上げておきます。

○須藤五郎君 私は、こういう答弁をする人との問題議論しても、大矢さんもうおと、もの見方が違うんですね。私たちは労働者の立場に立つて、失業者をどういうふうな守っていくかという立場で質問している。ところが、労働省のいまの答弁聞いていると、就労日数もきまってい、賃金もきまってい、それでしょ。賃金もきまってい、就労日数もきまってい、保障もない、何にもないんです。ただ国から予算を組んで二十五億、それに地方の財政から十二億取っ

て、三十七億ぐらいの予算を組んで、それで根拠のない三千六百円という数を出してきて、しかも就労日数もわからぬ、賃金もわからぬというふうな、こんなばかんなことをやろうというんです。これは労働者の立場に立ったものの考え方と違いますが、もっとほかにあるんです、あなたの方の考えは。あとで言いますよ。

それじゃ地方自治体の方見えていますね。私ちょっと地方自治体の方に聞きたいんですが、今度の就労事業の補助金の三分の二、二十五億二千三百万円は特別会計から出すと、あとの三分の一、約十二億は地方自治体から負担する。一体この十二億は県が負担するんですか。市町村が負担するんですか。

○説明員(官藤義君) ただいま御指摘のように開発就労事業二十五億円の支出に對しまして、国庫補助金に對しましては地方負担が約十二億六千万円くらいになるかと思ひます。このそれぞれ負担は、当該事業を府県営の事業でやりますか、市町村営の事業でやりますか、それによつてその残りの負担が県が負担したり、市町村が負担したりすることに相なつております。

○須藤五郎君 閉山すれば地方財政も地方自治体も困るのですよ。こんな金を負担する能力がない。実際にいせと云つてもどうして出すのですか、この十二億を。

○説明員(官藤義君) 御指摘のように産炭地の地方自治体は非常に財政的に窮乏しておりますので、この事業を的確に実施させるには所要の財源措置を的確にする必要があると思つております。したがらしまして、地方負担に對しましては、これが県がやります場合におきまして、市町村がやります場合におきまして、地方債、特別交付税、こういったもので確実に措置をしてまいりたい、こう思つております。

○須藤五郎君 聞くところによると、それに対する利子です、十二億の三分の二ですか、何かに對する利子は国が負担する、こういうことを聞いておりますが、十二億に對する全額利子は国が負担するのですか。そこはどういうことになつて

担するのですか。そこはどういうことになつて

それからも一つついでに聞いておきますが、利子は国が負担してくれるとすれば、利子を払わないでもいいということになつても、元の起債は借金ですから返さなければならぬ。閉山をした地方自治体がこういう金を払うことはできないのですよ。元金まで。利子は国が補給する、補助してくれる、それはいいのですよ。元金はどうやって払うのですか。払える道理がないじゃないですか。

○説明員(官藤義君) ただいま御指摘のございました利子のごときは、都道府県では大体八〇%の起債と二〇%の特別交付税、市町村の場合は地方負担の六〇%の起債と四〇%の特別交付税というところで一応財政措置をしておりますが、その後の当該地方債の元利償還につきまして、地方交付税の措置でその二割八分五厘になつておりますが、こういうものを交付税の算定の基礎に入れて財政援助をする、こういうしかたがとられておるわけでありまして、ただいま御指摘のあとの地方債の償還分についてどうなつておるかといひますと、御指摘のように非常に苦しい団体で払えない団体も出てまいりまして、それから中には、たとへば県なんかのように全般の財政状況と比べてどの程度のところまではやり得るかという問題が起ると思ひますので、そのような各団体の財政状況、それをよく勘案しながら今後適正な措置をとつていきたい、こう考えております。

○須藤五郎君 そうすると、あなたのいままでの答弁で、ぼくはすつきりした答弁に聞こえないのだが、私は地方は、閉山の地方自治体はとも、利子も払えない、元金も払えない、それを一体国はどう考えておるか。払えない場合には一体どうするか。利子も払えない、元金も払えないという状態が必ず起る、そのときに一体どうするつもりですか。

○説明員(官藤義君) 産炭地の地方団体が財政

が、非常に苦しいことは御指摘のとおりでありまして、そういう場合には全部のこれは財政全般の問題でございますから、当該団体の財政の状況をよく勘案をいたしまして、たとえば特別交付税でことしでございましたか、全部で三十九億でございましたか、こういうような措置をしておるわけでありまして、そのように各団体の財政の実態、これをそれぞれ見させていたしまして、償還金の措置を考えてまいりたいと思っております。

○須藤五郎君 特別交付税の増額によってこれをちゃんと処理できるようにする、こういうことに理解していいのですか。

○説明員(上原誠之輔君) 当該団体の財政の状況に応じて、たゞいま御指摘のとおり善処いたしたいと存じます。

○須藤五郎君 交付税というのはこういうふうに使ふべきものじゃ私はないと思うのですが、交付税というのはもつと使う道があると思うのですが、こういうことに交付税は使うべき性質のものじゃないかと思つております。

それじゃこの開発事業はいつまで続ける予定ですか。

○説明員(上原誠之輔君) これはもちろん今後の失業情勢、産炭地域における失業情勢のいかんによるわけでございます。もちろん石炭対策の進行の度合いにもよるわけでございます。私どもとしては、先ほど申し上げましたように、この事業は単なる就労事業ではなくて、やはりその地域に新しい産業を興して、こういうことで考えているわけでございまして、この就労事業の実施によりまして新たな産炭地域の開発ができて、そこへ雇用の吸収がなされていくということとを期待しているわけでございまして、そういう意味で長期雇用を続けていくという考え方はとっておりませんのでございまして。

○大矢正君 あなたのいまの発言をだまて聞くわけにいかない。私は発想の根底というのは、炭鉱離職者というものの対して、いかにして就職の機会を与えるか、また生活の道を求めさせるかと

いうことで、生活保護ではない、そういう方向へ労働力というものを有効に利用するその一つの方策としてこれが生まれてきているのであつて、開発するためにこれができたのじゃないですよ。もしあなたが開発のためにこれができたというなら、九州だけでやるのはおかしいじゃないか。北海道は一体どうするのですか。常磐を一体どうするのですか。だから発想の原則というのは、流動性が一時に停滞する、停留を待っている、流動性がない。したがって至急そこに何らかの措置をしなければならぬというのが発想の基盤です。ですから、たまたま人を働かせるには何をやらせたいかということについて、それが開発だということになった。あなたの議論からいって、開発するためにこういうことをやつた、それなら二十

六億は公共事業費から出すべきで、公共事業費からこんなわずかなものをなげ出すなかつたか。

○須藤五郎君 開発に安い賃金の労働者をひねくり出すという考え方がないのか。

○説明員(上原誠之輔君) この開発就労事業の趣旨につきましては、先ほど御説明申し上げましたように、もちろん産炭地域におきまして、特に失業者が停滞している地域におきまして、今後の石炭政策の実施に伴ひまして、雇用情勢上非常に大きな影響があるということで、特に雇用の安定の方策を考へる必要があるということで、この就労事業を考へたのでございまして。したがって、当然この就労事業といたしましては、雇用安定対策としての色彩を非常に強く持たなければいけません。ということはお存じのとおりでございまして。ただ、やみくもに事業をやつてもこれは意味がないので、特に産炭地域開発、産炭地振興という面もこれは石炭対策上きつめて重要なことでございまして、この事業を実施する上におきましても、産炭地域の振興にも役立つような事業をやるといふことを基本に考へていまして、産炭地域の振興といたつてが直接の原因、目的ではない。あくまでもやはり就労事業ということを目的にして、しかもこれが産炭地域の振興開発に役

立つように運営をしたいということで事業の発想をいたしたのであります。

○須藤五郎君 それじゃもう二問ほど質問します。それが、それじゃこれらだんだんと閉山がふえればだんだん関連失業者もふえてくるのですけれども、四十八年になつたらどのくらい関連失業者が出るかということ、それから四十八年で関連失業者がなくなつてしまふのじゃない、これはずっと続くのです、関連失業者という状態は、そうでしょう。それじゃ四十八年に大体関連失業者がどれだけ出て、関連開発就労事業にどれくらい吸収する考えなのか、そうしてそれはどれだけでも年限を限定しないでずっとこの事業を続けていくのか、この点一べん答えてください。もうあと質問があります。

○説明員(上原誠之輔君) この開発就労事業をどの程度の期間続けていくかということが最初の御質問だと思つてございまして、もちろんこの点に關しましては、失業者の停滞しております産炭地域における今後の石炭産業の状態によりまして、また、その地域における産炭地振興の成果によつてございまして、私どももいたしまして、その地域における失業者の雇用安定をはかると同時に、この事業の実施によりまして、産炭地域の振興ができるだけ早くできるように、この事業の運営をしていきたいというふうに考へておるわけでございまして。で、産炭地域の振興ができました、だんだん地域が産業的にも振興してくるといふことになりましたら、この事業に就労しております失業者もその方面に就労が可能になつてくるといふ面があるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、そういう効果を期待しながら、この事業の今後の時期をどこまで考へていくということを慎重に考へていきたいと、こういうふうに考へております。

○須藤五郎君 きょうは産炭地振興課長の眞野さん見えてるけれども、いまあなた振興の問題を出されたけれども、この問題についてはまたあら

ためて質問することにして、きょうは眞野さんに対しては質問いたしません、それじゃ、さつきから聞いてると、一般失対とこれとの関連は一体どうなるのか、どこが違つて、どうして一般失対の中にこれが持ち込まないのか、何でこういうものを特別につくらなきゃならぬのか、その点をちよつと説明してください。

○説明員(上原誠之輔君) 一般失対とそれから緊就事業と、この二つの事業が現在産炭地域におきましては行なわれておるのでございまして。したがって、今度新たにこの開発就労事業をやる場合に、その事業との関連はどうだということが問題になるわけでありまして。私どももいたしましては、この開発就労事業は先ほどから申し上げましたように、一つの雇用安定対策でございまして。したがって、失業対策事業は失業対策事業としての特別な体系を持ち、それから緊就事業は緊就事業としての一つの体系を持ち、それからこの開発就労事業としては開発就労事業としての一つの体系を持った事業である、こういうふうにしたいて考へております。したがって、一般失対に働いておられます者は、一般失対事業において生活安定のための事業を運営していくということ、一般失対に就労している者はこの産炭地の開発就労事業に就労するということがいいたさないつもりでございまして。緊就につきましても同様でございまして。

○須藤五郎君 この一般失対とこれと比較して、少しも一般失対よりよくないのですよ、条件が。一般失対は二十二日も保障されておりますよ。盆暮れにはボーナスも一月分でも入りますよ。平均すれば月に二万四千円の収入があるのですよ。ところが、これには二万四千円の保障すらない。そうして一般失対だつたら年をとつても働けるのですよ。七十歳の失対でもおるのですよ。そこでちゃんと生活が保障されているのですよ。ところが、開発就労に入つたら、高度の機械は使えない、七十歳になつたら働けなくなつてしまふ。そうしてそういう保障もない。賃金の保障もな

てくるのがいやなんです。これをほおっておくと一般失射に入らなければならぬから、だからこういうものをつくって一般失射をなくしていこう、これが政府の考えじゃないですか。特に自民党の先生には、はなはだお気の毒ですけれども、福岡県の亀井知事はこう言っているのですよ。要するに三十七億八千万円、五カ年継続で二百億円、これを注入するという産炭地開発就労事業を政府折衝で勝ち取ったと、いま福岡県では宣伝しているのですよ。選挙目当ての宣伝をやっているのですよ。これはおかしいじゃないですか。まだ国会で審議中ですよ。これはまだ審議も済んでいないのにです。それを亀井知事が自分の力で政府折衝で二百億の金を福岡県に持ってきただけで、そうして選挙対策としてぶち歩いている。これは不謹慎じゃないですか。政務次官どう考えますか。こんなことを言っているのですがね。まだ国会で審議中の問題ですよ。しかも、いまのような私が小さく細部にわたって聞いていくと、何にもきまっていけない。この予算を出すことすらもおかしいのです、私たちの立場から言ったら。それを自分の手柄のごとく吹聴するなんてもつてのほかじゃないですか。これは最後に政務次官ひとつ意見を出してください。

○政府委員(小山省三君) 亀井知事がどのような声明をされたか私知りませんが、よく現地の知事等に承わりまして、軽々にそうした問題について発言をしないよう、もしそういう事実がありますれば、よく話し合いをいたしたいというふうに考えております。

第十八部 石炭対策特別委員会會議錄第五号

法律案

号)の施行後において」とする。

工員

昭和四十四年三月三十一日印刷

昭和四十四年四月一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局